

明治二十七年六月廿三日種郵便物認可

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

No. 7. July 1911.

VOL. XXIV.

明治廿一年五月創刊

每月一回二十四號刊

監獄協會雜誌

明治四十四年

七月二十日發行

第貳拾四卷

第七號

監獄協會發行

第貳拾四卷第七號目次

○論 說……………(一頁)

○分類拘禁、分類處遇に就て……………豊野胤珍

○寄 書……………(六頁)

○看守其他職員の増俸を要望す……………三山 隆士

○囚性の利導を論ず……………甲府：櫻 井 革 聲

○監獄衛生……………(一九頁)

○犯罪者の體格に就て(五)……………美濃部 龍吉

○未決監獄に於ける神經衰弱症の四十例(東京監獄に於ける事例)……………上原和三郎

○監獄衛生雜感(其二六)……………金澤：石崎 實樂生

○統 計……………(四五頁)

○明治四十四年五月末日現在在監人員表……………

○明治四十四年五月末日現在在受刑者罪名表……………

○明治四十四年五月末日現在在監人員監獄別表……………

○救護事業……………(五一頁)

○出獄人保護事業に就て……………廣島保護院 井木 英 吉

○茨城縣の保護規程……………

○翻譯……………(五七頁)

○英國監獄參事會の内務大臣に對して爲したる報告書(承前)……………大澤 豊次郎譯

○雜 錄……………(七三頁)

○長野監獄の舊式手錠改造……………

○土砂崩れ囚徒死す……………

○監内にて嬰兒殺……………

○白蟻に就て(其三)……………

○假出獄の殘刑期算入方に就て……………

○富永典獄逝く……………

○入監後發見したる累犯者の當與金計算方に就て……………

○叙任及辭令……………(八〇頁)

監獄協會雜誌第貳拾四卷第七號

論

說

分類拘禁(分類處遇)に就て

豊野胤珍

在監者の分類拘禁と云へば老幼の受刑者を分類する事であると推量し而して分類と云ふのは換言せば監房の別異であると思つて居るのではないかと想像せられる、現に各地の實況を視るに分類拘禁の精神が能く上下に普及して領解されて居ないのではないかと思はれる節が尠からぬ試に或地に於て在監者の分類は如何なる方針に依り如何なる順序に依り如何なる點まで爲し得るやを問へば言下に答ふるのには監房は斯様な種類の在監者を一團とし斯々の者を別異すると答へ次に工場は斯様な分類法を操つて居ると答へる、其外には殆んど何等の答へもない、然らば其以外には分類の方法又之を實行するには如何なる手段を施したかと細に其部分に就て當方から端緒を開けば夫れ相當の答へをするから相當の考案は爲しつゝあることは疑はないが唯實行してあるか否か典獄は別としても其他の手足となつて働く者に分類拘禁の精神が領解せられて居るか如何かと穿鑿して見ると普及して居ない處がある其證據には或戒護看守に對して何某は獨居拘禁に付せられて居るが何故であるかと問ふても満足に答へる者はない、又十八歳未満の者と其以上の年齢の者と同一の場所に置かぬのは如何ふ譯合であるかと問くと其答へには十八歳未満の者は學校へ行くからであるとか、教育をするからであるとか云ふ簡單な

は宜しくない異分子を加へて置いて交通を遮断すると云ふのは至極困難である、異分子を加へると云ふ事は既に交通遮断の一部の減却である、分類拘禁の一部は没了せられるのである故に已むを得ず混同難居せしむる場合には之を監視し戒護する上に周到なる注意を要するのであるが出来る限りは一分類の在監者と他の分類の在監者と如何なる場合でも接近せしめぬのが至當であると思ふ、尙誤解されてはならぬが自分が分類拘禁とか分類處遇とか云ふのは彼の階級制度なるものを設けて作業の勉否行狀の良否等成績に依つて昇級降級せしめよと云ふのではない監獄法規の上で規定されてある分類處遇の精神を遺憾なく發揮せしめたいのである

分類拘禁に就て自分の信する所は右の通りで監房や工場 of 別異のみが分類拘禁の旨趣ではない獨居拘禁と雜居拘禁、丁年者と少年者の拘禁場所を區別するは勿論日々在監者の身邊には終始分類拘禁の精神は附隨して行くものである、故に若し此等有ゆる場合に分類する方法を立て居らぬ監獄があるならば速に相當出来る限りの方法を立て、貰いたいのである、次に其各場合に於ける分類方法が立つて居るならば其精神を上一一般に普及せしめて處遇を統一にせねばならぬ其精神を普及せしめるには分類拘禁方法を定めた時又其分類を實際に行ふ時に看守女監取締一般に一々其理由目的を説明して會得せしめねばならぬ法規に示してある箇條は勿論法規に示してなくとも分類方法を定めたならば其都度又何某を斯く々々に處したと云ふ場合にも其理由と目的を戒護者に當る者には勿論其他の吏員に知悉せしめねばならぬ局に當る者は其理由と目的を熟知して處遇し監督者は之を勵行するとに努めて始めて處遇の統一が出来るのである新參の看守の教習をするのにも餘り高尚な問題を授け實用に乏しい理論を説くには及ばぬ以上述べたような卑近の事實に就て説明するのが最も捷徑であり應用する便利がある、法規上の例で云へば施行規則第二十五條に刑期二月未滿の者を獨居拘禁に付するのは如何なる理由なるや又其目的は何れに在りや二十五歳未滿の者を獨居拘禁に付する理由其目的如何初犯の者を

獨居拘禁に付する理由其目的又入監後二月を経過せざる者を獨居拘禁に付する其目的と云ふ如く受刑者の種類年齢等に依り獨居拘禁に付する理由が異り目的が異なるのである、屏禁罰として獨居せしむるのと釋放前の獨居とは其理由目的が同一ではない、各場合に依り事實に因り獨居拘禁を必要とする理由と目的が異なるのである、此點を詳細に會得せしめるのである其他監獄法規の上に示されたるだけの分類でも二三に止らぬのであるから其精神を涵み込ませる事に努めねばならぬ上に立つ者には其精神が領解されて居つても下に在る者は如何なる理由か目的か知らぬが命令であるから行つて居ると云ふような片手落ちの仕事をしなくてはならぬ理由も目的も知らずして處遇をするのは無意識である無意識で行つて居る所に効果の擧らぬのは當然である方法さへ完備して居れば自然に効果が擧がると思ふのは迂の極である、今まで述べ來つた言は過激に涉つたが近頃感じた儘を露骨に披瀝したので此の上贅言を繰返す必要はないが意の在る所を酌んで言の過激な所は捨て善く解釋して貰ひたひのである

看守其他職員の増俸を要望す

三 山 隱 士

社會文明の進歩するに従ひ生存競争愈々劇甚となる自然の結果として、如何なる階級如何なる職業々務に従事するとに拘はらず日々に益々研鑽と研究を重ねて而して文明の潮流に後れざらんことを期する覺悟がなくてはならぬことは今更喋々を待たざる所である、殊に吾々の従事する監獄事業其ものに就て考ふるも、實に其範圍を脱することが出来ぬと同時に、新刑法は世界的最善最良の主義を採用せられたりと云ふことであれば、之を運用し執行する所の吾々監獄官吏は須らく其刑法の主義を服膺し徹底せしめなくてはならぬことは亦素より嘔々を待たざる所であるが、思ふに全國の監獄當局者は此軌道を辿り同一の目的を以て刑法の大精神を貫徹することに努められつゝあることは我輩の確信して疑はぬ所である。が併しながら犯罪の豫防、犯者の感化改善に關する問題は素より理論の問題でなく、實際問題であるからして其功を收むることは容易の業でないのみならず、新刑法實施後日淺き今日に於ては前途尙ほ遠遠であつて、監獄行刑の効績に向つては日暮れて道尙ほ遠きの感じがあるのである、同僚當局者此處奮勵一番するの要ありと信するのである。

我輩近來監獄行政の前途に向つて種々考慮を費しつゝある裡に、二三の雜感を得たので、茲に卑見を述べて當局者の同情賛成を得たいのである。記事は素より其順序を正した譯ではないが、感じたる儘其切要なるものより順次述ぶることとする。

一、看守の待遇及び増俸に關する件

生活難就職難は目下中等以下の社會を通じての嘆聲であると思ふ、之れは畢竟物質文明の然らしむる所なりと雖も、今にして其間の消息を解し調和宜しきを得ざるときは他日憂ふべき現象を見ることなきや是我輩の平素杞憂を抱ける所である。近來其生活難は駈て巡查看守を襲ふに至りたるは蔽ふべからざる事實である。併しながら至幸にも巡查看守其人を得るに未だ甚だ難からず……地方に依りては應募者を得るの困難あるも……寧ろ比較的其多きを見るは斯業の爲め最も喜ぶべき現象と信するのである。而して其應募者の多くは在郷軍人、殊に下士卒たりし者に其志望者の多く且つ斯業に適當なるを以て何れの監獄に於ても之を歓迎する所である。尤も其理由は深く茲に絮説するを要しないが、元來滿期の下士卒は其軍隊教育に於て將た諸般の紀律に關する軍隊的動作は監獄紀律と酷似せるのみならず、其大體に於て異なる所がないからである。殊に亦一面在郷軍人の側より云ふも、近來至る處、在郷軍人會の設けあり、進んでは法規として年々勤務演習又は簡閱點呼等の制度ありて、在郷軍人の紀律節制を維持せしめらるゝ所ある今日に於て、紀律的監獄に職を求むるもの、多きは獨り監獄の便宜なるのみならず、軍隊的紀律の維持に資する所あるは勿論同時に亦滿期の下士卒をして就職を得せしむる便宜ある等、要するに諸般の便宜利益之れに伴ふ譯合にして、監獄行政と滿期の下士卒の志望者を歓迎する所以亦實に茲に存するのである。斯の如く今日に於ては看守の志望者を求むること決して難事なりと云ふ能はざるも、現在の待遇及俸給を以てして能く其體面を保ち、忠實其職務に精勵せしむることの困難を感じつゝあることは恐らくは都鄙同一轍であらうと信するので、其原因は即ち當該者及び家族の生活難に原因することを實見しつゝあるのである。予輩は茲に看守の生活狀態を云々する前に一言すべきことは、吾輩好んで看守其人の生活及び家政の模様を殊更に暴露し其人の品性を傷げんとするものにあらざるは勿論で、要は唯、此問題に就て

當局者の同情を求むるには勢ひ家庭内部に關する一般の生活状態を述ぶるは蓋し止むを得ざる必要と信ずるからである。

以上の理由の下に於て或る監獄に於ける現任看守の生活状態に就て調査を試みたのであるが實に左の事實を示して居るのである。先づ衣食住の住居より述べて見ようと思ふ。

看守の住宅……は都會の地を除くの外は自宅居住の者が其幾分を占めて居ることは事實であるが夫れは暫く取り除くとして、借家居住の者に就て其借家料及び其家屋の概要を調査するに、借家人百〇五人に對し此の借家料一ヶ月二百五圓拾六錢を支拂ひつゝあるの、此平均借家料二圓弱に相當する。尤も、中には家族の多人數に依り三圓五十錢乃至四圓許の家賃を支拂ひつゝある者もある

其最低額は一圓二十錢を下らず。而して今試みに其二三のものに付其家屋の構造、間取等を實査して見たが、實に同情に忍びざる弊屋廢家に等しきものも決して尠なからぬ……實況を云ふことは易いが茲に言明するに忍びざるを以て讀者は其意を諒せられたし、次は家族の人員であるが、其人數は多寡素より一定する所なしと雖も尠きも一家族二人を下らず、多きは七八人若くは十人以上に及ぶものありて、此一家族の平均人員は四人六分強に相當する。勿論其家族の多き者にあつては

農業其他家族相當の副業を營みつゝあるは言ふ迄もなし、次に其

家族者の副業……即ち内職の一般を調査するに、其種類素より一律ならずと雖も、當地方にありては製絲を主とし其他裁縫、機織、麻裏造り及び諸種の手工業を採れるが如し（農業者の子弟は勿論農業に従事す）而して其副業より得る所の賃錢を以て生計の資に充用しつゝあるは亦素より論なき所て其所得の如きも多きは一ヶ月七八圓に達し尠きも尙ほ二三圓を下らずと云ふ。猶ほ進んで飲食物及び衣服の實況に付調査せしも是れ亦茲に明記するに忍びざるを以て識者の判斷に任し暫く省略することせり、要するに

物價騰貴の今日……殊に米價の如き極て高價なる今日に於てさなきだに一家四五口を糊する事決して容易の業でないので、其家主が得る所の僅々なる俸給其他の収入を以てして能く之を償ひ得る

や否やは頗る難事なるは勿論、止むを得ず其家族の副業より得る所の収入を以て之を補充し漸く生活費に宛てつゝあると云ふことは想像するに寔に同情に堪へぬ次第であるが、尙ほ以上の計算を明かにする爲めに

其家主の收入……を述べれば、俸給豫算平均十四圓乃至十五圓の間に支辨するとせば其額を推測するに難からず此他に宿料として一圓五十錢は借家料に満たざること遠く、まして況んや其就學兒童を有する者に在つては通學に伴ふ就學用品其地の出費あることは豫め其計算に算入しなくてはならぬので、其出費も決して尠なからぬであらう。就學兒童の割合を調査せしに一家平均一人の就學兒童の割合である。以上の外被服及常時食物の種類程度等は蓋し想、央に過ぐるものがある。

現今に於ける看守の生活状態の一斑……を述べたるに過ぎないのであるが、恐らくは全國何れの地方に於ても必ず大同小異であつて各監獄の實務當局者は必ず想、茲に及ばれて深厚なる同情を以て吾輩と同感を表せらるゝこと信ずる、斯く陳述し來れば今日看守の増俸及び待遇を改むることの必要あるは深く研究を要せずして當局者を首肯せしむることが出來ると考へる。

二、監獄醫の待遇及び増俸に關する件

近來監獄醫に其人を得難し……とは殆んど斯界の輿論にして吾輩は特に其痛切を感するのである

元來醫士は文明的觸立の自由業にして救世濟民の仁術たることは古來より傳唱せらるゝ所であると同時に、文明の今日一層其技術の進歩と濟民の効を全ふし、より善く人生の幸福を享有せしむる所の所謂人命の擁護者たる聖職を有するとは素より論を待たぬ所である。即ち監獄に監獄醫を定置し

（九）

在監者の健康保全の關鍵を握らしむる所の最も大切なる一機關たることは亦論を待たぬ、然るに其

職掌の重且つ大なるにも拘はらず
監獄醫の待遇及び俸給……比較的薄きは蓋し從來當局者の深憂とする所であつたので漸次其待遇
を厚ふし、俸給を高め監獄醫を委任待遇となすの途を開くに至りたりと雖も時世の推移と要求とに
依り、今日に至りては最早其待遇俸給の薄きを唱へられたる舊時と將に異なることなき實況に立至つ

たのである、換言すれば即ち

醫士の需用増加に伴ひ……再び適當の道を以て待遇するにあらざれば容易に其人を得難きは素よ
り自然の結果であつて、適當なる醫士を求むる官廳、會社の或は開業醫としての要求地方決して尠
なからぬのであるから、何れの方面に於ても孜孜として之を厚遇するの傾向である。近時新たに常
置せらるゝ府縣警察醫の如き現に其一例であつて、警察醫は比較的厚く之を遇し且つ迎へつゝある
ことは争ふべからざる事實で、是等が即ち近來何れの監獄に於ても監獄醫其人を得るに難き所以で
あると云ふことを證明するに餘りありと信する、素より

醫の仁術……たる上より云ふならば、悉く然りと云ふことは出来ないけれども、今日の時世は實
に收入と待遇の厚きに没頭するは如何なる階級と人士たるを問はぬので、素より無理からぬこ
とであると考へるのである、試に監獄醫の待遇を一言すれば、警務所長にして奏任待遇たるもの年
俸千二百圓を最高とし、判任待遇たる所長月俸六十圓内外、所僚五十圓以下たるに過ぎずして、此
地に何等年金制度の設けありて

退職後の恩藉に供するもの……絶へて無いではないが我輩が舊知である所の某監獄警務所長たる
監獄醫は奉職以來既に二十有五年以上に渉る精勤の人士であるにも拘はらず此人にして一朝其職を
退かかんか其永年勤績の勞を感ずる所の何等の方法なきは實に今日に於ける制度の缺點ではなからう

か、是等は亦確かに良監獄醫を得るに難き理由の一であると信する。殊に此事に於て
近來此感を深くした……理由は吾監獄に於て豫て監獄醫一名の缺員を生ぜしより之を補充せんが

爲めに四五の同僚其他廣く其人物を物色したことであるが、何れも要領を得ざる結果、或る醫學專
門學校長に懇囑し卒業者の内に就て志望者の推薦を請ひしことありしが漸く其一人を得て缺員を補
ふことを得たりと雖も、僅々一年に垂んとして辭職を請ふに至り再び缺員を生じ之れが補充の爲め
苦心慘憺の結果、近頃に至り縣衛生課長の推薦に依り恰當者を得て補缺するに定りたる次第である
が其間の消息は種々なる障礙理由あるけれども要するに多くは其待遇及び俸給の低額なると恩給制
度の設けなきこと等が其重なる理由であつたのである。以上の事業に鑑みて我輩は本議を提出す
るのである。

三、藥劑師の俸給及び増俸に關する件

藥劑師も醫士と同様、獨立業として需用多きに拘はらず、今日監獄に於ての待遇は何うであるかと
云ふに多くは定員一人であつて其俸給豫算は僅かに二十三圓、又其待遇は判任待遇たるに過ぎずし
て看守部長と甲乙なき程度に過ぎぬ。藥劑師に必要な學術技藝を研修したる者にして僅々たる俸
給を以て適當なる人を迎へやうとするのは頗る難事であることは吾輩が前項に於て醫士に對して述
べたると同一の理由に歸着するのであつて些事ではあるけれども藥劑師に向つては官舎指定居住の
資格も與へてないと云ふ位で看守と比較しても其薄遇に過ぐることは、想央に過ぐ事を信するから
議を提出するのである。

杏林春長ふして橘井常に馨ばしく。仙童薬を採て未だ回らず老翁鼎を拂て煉丹頻りなりとは。能く方技家の實相を曲盡せるものと謂ふべく。常に世外に超然として技を練り術を修め。一旦治を乞ひ惱みを慰ふる者あれば温情熱意以て療法を施し薬方を案じ恰かも麻姑を倩ふて痒所を搔かしむるが如くんば、人孰れか其救療の厚きは勿論其誠意の深きに感動せざる者あらんや。監獄に於ける衛生及び醫療の一事に至ては特に至誠の情の治療以外に充實する所あらんことを切望せざるを得ざるものあり。渠等罪囚亦人の子なり。其罪は責罰すべきも其肉體は固より保健衛生の惠澤に均霑せしむべきは。何人も異論なき所ならん。

日々の苦惱も之れを感むるの妻子なく。夜々の煩悶も之れを憂ふるの親族なく。鐵窓の下孤衾の夢は轉た郷天に迷ふの際。監獄醫の眞摯熱烈なる慰問に接し周密なる治療を施さるゝが如くんば。慟哭して感謝を叫ばざる者は蓋し希れならん。是れ因性利導の好機會にして敢て多言を費さるるも既に改過移善の情は湧然として迸出するに勝べざるものあらん況んや。監獄醫の其間に諭誨と治術とを兼ねて能く因性を善導するに怠りなきをや。想ふに教誨以外感化の方法に於て効力の偉大なる之れに過ぎたるはなからん歎。

前來の所論は單に病囚の上に就て一言せるに過ぎずと雖も。他の一般在監者に在ても醫治衛生の周到なる設備に對しては少なからざる信頼を懸け居れば。自然の徳教風化は因性善化の効に於て絶大無量の力を發揮するや必せり矣。蓋し清や美や皆善者の徳にして。保健や衛生や亦徳容内に充ち所謂生々存々の大義を會得する者に非ざるよりは。顯に微に實行の容易ならざるを識るべし。

今や罪囚をして其一端にても衛生の重んずべく醫療の貴ぶべきを覺得せしむるに至れるは。是れ其大部分に於て精神的善化し心性的良變せるの實證にして慶すべきの至りなりとす。察するに渠等多數の中には自己の不攝生より起りし從來の痼疾も。紀律正しき監獄の起臥飲食に全治の喜びを得し者もあらん。或は醫藥の資給せざる爲め病源を究むる能はざりし者も。監獄の治療宜しきを得て多年の鬱憤を披らき得たるが如き。凡そ如此の類に至ては其數決して尠少なからざるものあらん。是れ皆陰に陽に監獄の醫治衛生に感謝を捧ぐる者にして其精神や既に善化良誘せられたる者なれば。彼等は内に省みて疾しきを知ると同時に一念悔悟の情に驅らるゝや更らに切なる者ありとす。嗚呼獄裏に於ける醫治衛生の事務たる繋る所如此夫れ大なり。當局の士は一層努力して一包の散藥に其兇骨を矯め、一瓶の水藥に其殘肉を改組するの精神を以て。衣服飲食より常住坐臥に至るまで渠等をして苟くも格式する所あらしむるに留意するの喫緊事たるを忘るべからず。是れ蓋し監獄在任の刀圭家に對する一般の希望にして。想ふに各位の施設も獄務の改善に伴ふて遺憾なきは幾多の實例に照らし疑はざる所とす。請ふ辭を以て意を害するなからんことを。

第三章 領置制度の及ぼす感化力

教誨教育は勿論接見信書等の因性利導に大効あるは世既に定論あり。吾人は更らに領置制度の渠等の心裏に幾何の印象如何なる感想を組成するかに就き聊か攻究の價值なきにあらずとし。茲に本題目を拈出せる所以なり。論するまでもなく監獄法五十一條は物の領置及び之れが處分方法の原則を規定したるものにして。在監者が携帯したる物若くは差入等に依り取得したる物は。悉く點檢の上之を領置すべきものとす。故に在監者は本法の規定したる場合の外は物を所持することを得ざるなり。而して携有物とは本人が所有權の有無に拘らず現に所持する物は總て包含すべきものとす。之を要するに被拘禁者に物件の所持を許さば監獄の取締上紀律を紊し檢束を妨害するを以てなり。携有物は一品毎に精細なる點檢を爲し帳簿に登録の上保管すべきものとす。保管の方法に付ては一定の倉庫内に之を藏置し紛亂若くは蟲害等を防ぎ。金屬其他貴重物件は特に注意を加ふる所なかるべからず。如上の所論に依て考ふるときは領置物件の保管に付ては常に善良なる注意を要すべきものとす。夫れ

國家は彼等の携有物其他に對し劈頭如此の鄭重なる取扱を爲せるより觀れば。彼等は安んじて多額の通貨も託すべく。貴重物品をも喜んで之が領置を要望するや固より其所なり。是れ其第一着として監獄の處置に對する安慰の信念を興ふる化導の著しきものとす。察するに彼等の多くは東漂西泊寧處に遑なく狐疑身邊を纏ふて羈縻夢常に平らかならず。其一旦獄に投せらるゝや却て安居靜寓の道を得たるが如き感を懐くものある必ずや少なからざるべし。今や是等の徒を驅て其第二の生命と頼む金錢物件等を確實なる保管の下に藏託するが如きは。彼等の安堵を來たすべき一着手たらずんばならず蓋し間接に於ける誘化力と直接に感ずる激勵の念とは。兩々相須て決して尠少なざるを識認するは餘りありとす。

次に差入に對する制限の感化上缺くべからざるは特に喋々するの要を見ずと雖も、由來差入に伴ふ弊害の多大なることは當局者の往々實驗する所にして。或は感化改良を妨害し或は惡交繼續の唯一の連鎖と爲り。其結果再犯に陥るもの實に少なしとせざるなり。斯くの如き不正の目的を以て差入を爲さんと欲する者は多くは監獄に於て同房せしものか或は共犯者にあらざれば。平素首領たり配下たるの關係を有する犯罪種屬にあらざるはなし。又彼等は監獄に出頭し差入の目的を達せんと企つるも事の容易に行はれざるを慮り。住所氏名を詐稱し郵便其他の方法を以て送致するの猾手段に依るを通例とす。斯る危険の含まるべき差入を極めて峻嚴なる方法の下に之れを豫防するは犯罪防遏上最も必要の政策なるを以て。法第五十三條第二項に依り没入又は廢棄の處分を爲し得べきことを規定したるものとす。

之れを要するに領置の制度たる在監者の携有購入差入に關する諸物件を確實なる方法の下に保有管置して。一物一件も其所を失はず以て彼等に官規の頼むべく紀律の嚴格なるを稔知せしめ。一面には天災及び可抗力の場合を除く外官の賠償を與ふる等。不知不識正道の重んずべきを辨へ。公理の據るべきを覺らしむるに在りとす。見るべし本制度の囚性利導に關する至大の深契あることを。吾人豈徒らに牽強附會の言を放て快と爲す者ならんや。

第四章 結論

提婆が惡弊特の愚も指導宜しきを得るときは。遂に羅漢果を得て身は千百世に光臨する明哲の導師たるを失はずとせば。人を導性を化するの道に於て一念至誠の傾注する所あらば。豈之れを難しと稱すべけんや。然れども世或は云ふ釋尊の人を化する孔子の性を遷す將た基督の世を救ふや。所謂天使の餘りに具へ。善知善能の徳は純潔天理と契合するの大偉人に非ざるよりは。一代を風化し範を萬世に垂るゝの域に達するや固より難しとす。然れども孔丘言はずや三人行へば必らず我師ありと。或は舜問ふことを好んで好んで邇言を察すと。況んや頭陀巡錫の妙旨は天堂地獄を演説して大に俗民を普化するに在るをや。人を導き善を勸むるや常に碩德達識の士を待つは勿論なりと雖も。苟くも至誠の灌々や。從容亂れず彼等の言ふ所に任かせて着衣帶劍一切を脱して之れに與へ餘す所只犢鼻褌のみ。而かも悠然自若以て行かんとす賊輩其舉止の凡ならざるに驚愕し。膝行頓首して其氏名を問ひ遂に仁齋門下に從學し。後來各良民と爲て天壽を全ふせるが如き。仁齋其人の盛德偉蹟は敢て論議を費すの必要なしと雖も。一片の誠意彼等の陋性を憐愍する非されば何爲れぞ觀感興起の如此速かなるを致さんや故に吾人は思惟す司獄官吏の彼等獄囚を感化誘導するや。只至誠の一念を忘れず事に觸れ物に當て其論誨する所常に赤心を傾くるが如くんば。如何なる狼性狼情も遂に驢馬として其本然の性に復らざるものあらざるべしと。故に誠意の發動する所は法律命令の形式と爲て飽くまで彼等の身邊に灌注するの深甚なるを知るべきに非ずや。

抑も監獄法の劈頭に於て監獄の種類を分てるが如き。凡百雑多の罪質犯行を彙類甄別して種々なる拘禁別を立てたるは其の處遇の複雑叢脛なる試に其煩に勝へすと雖も。如此にして行刑の眞摯なるを知らしむるに非ざれば。感孚の道に於て十日の晩きを致せばなり。次には巡閱巡視等の制度の下に獄務を監督し苟くも寛嚴の度を失せざるを期するが如きは。獄囚をして科刑に半點の誤差なきを覺知せしむる誘掖の捷徑なるのみ。此他情願の彼等に惠實し兼ては法律の無私なるを知了せしめて改善を促すが如き。下て監獄慈善費の如き收監時に於ける手續の鄭重なる。拘禁制度の周密なる。戒護規定の厳正なる。作業配課の適實なる。免就業制度の恩意厚き。教誨教育の懇款なる。給養及び衛生醫療の切實なる。接見及信書の其道を得たる。領置制度の確實にして彼等に信頼の厚きを致さしむるが如き。又は賞罰の道を明らかにして偏へに善誘良化の素を養はしむるが如き。何れか彼等を感憤激勵せしむるの意を含まざる者かある。

前來略述せる所に鑑み。司獄吏員たる者は刑因處遇の間に於て囚性を導き。情操を訓化するや能く眼彩を多方多面に照射し。機を見變を察して苟くも遺策なからんことを期するに在りとす。彼等に對する徳性涵養は決して少數なる教誨師等に一任すべきに非ざるは勿論。進んで提撕の衝に磨るべきのみ宣尼曰はすや仁に當ては師に譲らずと。洵に然り矣吾人不敏なりと雖も請ふ斯語を事とせん。

監 獄 衛 生

◎犯罪者の體格に就て (五)

十二、體格と罹病及死亡

身體の虚弱の者が多病であるは予が言ふまでもないが、犯罪者の體格は前に言へるが如く一般に劣等であるから、兎角罹病者が多い、左れと彼等が社會と隔離狀態の生活は、却て彼等に幸にして急性傳染病の如き一時に多數、併も強者を侵し易い疾病は大概免れ得るのである。予は尙ほ茲に述べて見たい事柄もあれど、犯罪者の罹病統計は既に幾多の精を盡したものが公表されてあるから、只主目の罹病と體格との關係に就て一二の實例を擧げるに止めやうと思ふ。

巢鴨監獄 美濃部龍吉
醫務所長

病に罹つた者が有るか無きかを調査して見たが、其結果は甲種體格(強健)百十四人中に七人、乙種體格(健全)三百三十四人中に三十五人、丙種體格(稍健全)千三百人中に百九十五人、丁種體格(虚弱)六百七十二人中に百八十二人あつた、左れば此罹病者の割合をプロセントで示すと、甲種は六、一%となり、乙種は一〇、四%となり、丙種は一五、〇%となり、丁種は二七、三%となるのである。其二は同時病監で療養中の重病者に就て、體格強弱の割合を調査して見たが、其結果は甲種が五、〇%乙種が九、三%、丙種が二〇、一%、丁種が五四、六%、戊種(入監時の重病者)が一〇、九%であつた之れに據ると體格が弱ければ弱い程、疾病に罹り易いことが愈々明白であるが、此最不良體格の丁種

の疾病は如何なる系統のものが多いかと言ふに、其約九〇%は呼吸器系に屬するもので、殊に肺結核は殆んど全數に近いのである。

次に體格と死亡の關係であるが、之を述ぶる前に、先づ左の二表を掲げ參考に供しやうと思ふ。

(甲)

年次	平均在監人千人中死亡者	年次	平均在監人千人中死亡者
明治三十八年	二七、四一	明治四十一年	二、〇〇一
明治三十九年	二四、三七	明治四十二年	二一、五四
明治四十年	二一、八九		

(乙)

年次	死亡人員	一日平均在監人百人中死亡者	年次	死亡人員	一日平均在監人百人中死亡者
明治三十七年	五七	二、八	明治四十一年	四六	二、二
明治三十八年	三八	一、九	明治四十二年	五五	二、四
明治三十九年	三二	一、六	明治四十三年	七三	二、五
明治四十年	三五	一、七			

甲表は全國監獄の在監者と死亡者との割合を司法省の統計から摘録した累年の比較表で、乙表は巢鴨監獄のそれと同じ統計表である。此甲乙兩表を對比すると甲表は逐年良好の成績を收めつゝ、あれど乙表は稍や逆進の状態で、詰り甲表の發達を阻害したは申譯けのない次第である。が併し、斯かる結果を産むに至つた原因は單一ではなけれど、就中著しいものは各個人の體格の關係である。而して其譯けは、此乙表と前の第五表とを對照すれば業に已に自から語るるのであるが、尙ほ聊か述べて見るな

らば、

犯罪者の體格を予の診査標準に據て種別すれば、丙種體格が常に總數の四〇乃至五〇%以上の最多數を占め、丁種體格も多數であれど數の上から言へば、丙種體格の次位にあることは既に述べたのである。左れば在監死亡者も體格別にすれば丙種が多數を占むるかと言ふに、明治四十年から四十三年までの巢鴨監獄の死亡者を調査した結果は左表の如くである。(但し體格別は、甲、乙、丙、丁種は發病前の診定に依り、戊種は入監時の診定に依る)

第二十三表

年次	死亡總人員	種別	人員	百分比	例
明治四十年	三五	(甲)強健 (乙)健全 (丙)弱全 (丁)病弱 (戊)重病者	二 四 〇 一 六 三	五、七 一一、四 二八、六 四五、七 八、六	
明治四十一年	四六	(甲)強健 (乙)健全 (丙)弱全 (丁)病弱 (戊)重病者	二 九 一 四 一 六 五	四、三 一九、五 三〇、四 三四、八 一〇、九	

明治四十三年					明治四十二年				
七三					五五				
(甲)強	(乙)健	(丙)稍健	(丁)虛弱	(戊)重病者	(甲)強	(乙)健	(丙)稍健	(丁)虛弱	(戊)重病者
全	全	全	弱	者	全	全	全	弱	者
一	六	二八	二九	九	二	四	一九	二六	四
一、四	八、二	三八、三	三九、七	一一、三	七、三	四七、三	三四、五	七、三	三、六

之れに據ると、死亡の最多数を占むるは丙種體格の者でなく、丁種體格の者であるが、尙ほ次の如き計算法に依るときは、更にそれが明瞭である。例へば第七表に計上した明治四十三年十二月現在の二千四百二十人と、表外の戊種體格の者二十三人、それに同時在監の未成年者二百三十二人と、同年の死亡者七十三人とを合せたならば、總數二千七百四十八人となつて、同年の同監獄一日平均在監人員(二千八百四十四人)に稍や近い數であるから、此二千七百四十八人が一年通して在監し此中に七十三人の死亡者ありたりと假定すれば、左の如き割合となるのである。

體格種別
 總人員 死亡人員
 (甲)強 健 一一五 一(〇、八%)

- (乙)健 全 三四〇 六(一、七%)
- (丙)稍健 全 一四一九 二八(一、九%)
- (丁)虛弱 八四二 二九(三、四%)
- (戊)重病者 三二二 九(二、八、一%)

即ち死亡の割合は戊種が最も多いけれど、戊種は入監時既に重病者として取扱はれて居る者であるから、監獄との關係は極めて少ないのである。故に丁種を受刑者中の最も病に罹り易い最も死亡し易い體格と看做さなければならぬ。尙ほ之れを藤澤氏の巢鴨監獄十年間(明治三十二年から同四十一年迄)の死亡統計に據て見ても死亡總數三百五十四人中、虛弱者の死亡が百八十五人であるから、予の所謂丁種體格者が過半数であることが解る、左れば監獄の病者死亡者の多少は、不良體格者の多少と大なる關係があつて、不良體格者の數が多ければ多い程、病者死亡者の數も多くなるのである。併も巢鴨監獄の如きは逐年此不良體格の入監者が増加するのである。

こゝで予は前の第八表(體格と犯數)に就いて所見を述べたのであるが、該表にして果して事實を示したりとすれば、不良體格者に初犯者の多いのは體力の關係から、生存競争に敗れて罔外に脱するものが佳良體格者より多い結果であらうと思ふ。左れど不良體格者は斯く滅亡し易いのであるから、其累犯者(七犯以上)の多いのは昔時の佳良體格も今は不良體格となつて之れに加はる結果であらうと思ふ。

次は年齢と死亡の關係であるが、第二十三表の死亡者に就て轉歸時の年齢を調査すると、結果は左表の如くであつて、試みに明治四十三年の死亡者七十三人の平均年齢を計算して見ると、一人平均三十四歳となつたのである。

年次	明治四十年	明治四十一年	明治四十二年	明治四十三年	計
死亡年	一	六	一七	一五	一〇九
十八	一一	一一	一一	四八	
十九	四	八	八	三三	
二十	八	六	一四	三八	
二十一	四	三	五	一六	
二十二	四	五	六	二一	
二十三	一	三	四	一〇	
二十四	一	一	八	一七	
二十五	一	二	七	六	
二十六	一	一	二	二	
二十七	一	一	一	二	
二十八	一	一	一	一	
計	三五	四六	五五	七三	二〇九

十三、不良體格と監獄

罪質から言へば監獄は竊盜の監獄とも言ふべき、状態であるが、體格から言へば監獄は予の所謂丙種體格の監獄とも言ふべき状態である、予は巢鴨監獄に於ける實例を以て斯く推定するのである。左れと吾醫務の上から言へば監獄は丙種體格の監獄と言はんよりは、寧ろ丁種體格の監獄と言ふべきである。其譯けは既に言へる如く、數の上では丙種體格が多數を占め居れど、病者死亡者の最大多數は丙種でなく丁種體格に生ずるからである。故に吾人は彼等の健康保全に要する勞力の大半を此種體格の者の爲めに盡しつゝありと言つても可いのである。

左れと不良體格者に病者や死亡者の多いのは、獨り監獄のみでない、孤兒院、養育院皆其如くであるが、監獄は前者に收容保護を要しない健康壯年者も收容するので、時として病者、死亡者の多數が不良體格でなく、佳良體格に生ずる場合がある。此場合に於ける吾人の職責は更に重きを感じるのである。何故なれば、發病し易い、死亡し易い素因を有する者が發病し、死亡する場合よりも、其素因を有しない者が發病し、死亡する場合に之れを防ぎ之れを救ふべき餘地が多いからである。左れば吾

人は體格強剛の故を以て彼等の健康を保全すべき用意を缺き難きは勿論である。要するに佳良體格に多數の病者、死亡者を生ずる場合もあれど先づ罕であつて、不良體格にそれを生ずる場合が常である。故に體格の強弱と、病者、死亡者の増減の關係は監獄では殊に著しいのであると言はねばならぬ。犯罪者全體から言へば體格は劣等であつても、個々監獄の收容者を比較して言へば、劣等の中にも強弱があつて其強弱の割合に多寡の等差がある、一般に多い種類の體格の中にも更に多寡の等差があつて、決して監獄が之れを平等に分配された如く收容して居るとは思はれぬ。であるから斯かる論評を試みんとなれば、先づ收容者の體格に着眼して、甲監獄に死亡數の寡ないのは佳良體格者の多い結果でないのか、乙監獄に死亡數の多いのは不良體格者の群集する結果でないのかを觀察し、且つ甲監獄と乙監獄と死亡者の數に於て大差なしとしても、佳良體格の喪失の割合は孰れに多く、孰れに少ないかを觀察し而して後諸般の關係(例へば多くの者の體格の不良であるのは入監前既に不良であつたか、入監後不良となりたるかの如き)を調査した上でなければ正鵠をを誤らすとは言へぬのである。

左れと犯罪者の體格と罹病及び死亡の關係を調査するには豫め體格の強弱を正確に種別して置かねばならぬ。而して、正確に種別するには正確なる診査標準がなければならぬ。併も標準は全國一定のものでなければならぬ。故に予は多年體格診査標準公定の必要を唱へ來つたのである。但し彼等の身體を正確なる標準に依つて診査するのは常に斯かる場合に必要であるのみでない。其體力の強弱を明瞭にしなければ所遇上幾多の不便がある。例へば巢鴨監獄の如きは彼等に課する作業の其五割は丙種體格に適し、其三割は丁種體格に適し、其二割は甲乙體格に適する種類を選択して課せなければならぬが體格診査に一定の標準がないと是れ等の關係も不明である。

犯罪者の體格は以上述べ來つた如き狀態である。併も刑は更に之れを不良に導き易しとすれば、疾病に對する抵抗力の弱いのは敢て偶然でない、左れば之れが救済策としては前に言へる如く彼等の健康を進め、且つ健康を保全すべき方法を講ずるの外はないのである。勿論彼等の身體の不良なる原因には吾人が如何に、努力しても除き難きものもあり、年齢の關係から自然衰弱するものもあり、獄中の犯則其他自己の不注意から衰弱を招く者もあれど、其救ふに途のないものは己むを得ないが、救ひ得べきものは救はなければならぬ。彼等の精神を善導するには、又彼等の身體を善導しなければならぬ。左れど吾人の要求には國家經濟の許容せざるものもあつて、言ふは易く行ふは難し、其難きを知つて尙ほ且つ之れを行はなければならぬのである。(完結)

○未決監獄に於ける神經衰弱症の四十例

(東京監獄に於ける事例)

醫學得業士 上原 和三郎

神經衰弱症は晩近に至り大に増加の傾あり是れ世の文明に進むに伴ひ生存競争益々劇甚となり精神を勞する事項愈多きを以てなり醫學士高田耕安氏に據れば本病は胃加答兒肺結核と略同數の患者を見又醫學博士三宅鑛一氏に據れば大學に於ては結核患者と略同數の外來患者を見ると云ふ然れども特種の社會にある未決監獄に於ては其數頗る多し而も未だ本病に就ての報告は監獄に於ては余の寡聞之を聞かず

昨年三月里見二等軍醫の軍隊に於ける本病患者の報告を醫事月報四の三に於て頗る興味を以て見たり余は東京監獄に於て明治四十三年三月より六月迄の間被告入監者の本病に罹れるもの四十名を診療調

査せしに次の結果を得たるを以て之を報告し監獄醫諸君の教を乞ひ併て司獄官諸賢の參考に供せんとす

原因的關係

一、原職業	一 四人	三五、〇%	記者	四 人	一〇、〇%
商	七 人	一七、五%	金貨業	二 人	五、〇%
農	五 人	一二、五%	教員	一 人	二、五%
學生	五 人	一二、五%	土木業	一 人	二、五%
會社員	五 人	一二、五%	醫師	一 人	二、五%
二、年齢					
二〇—二九年	一 三人	三二、五%	四〇—四九年	八 人	二〇、〇%
三〇—三九年	一 六 人	四〇、〇%	五〇—六四年	三 人	七、五%
一八歳以下	二 三人	一、九六%	五〇歳以下	二 七 一人	一七、四三%
二五歳以下	二 七 五人	一七、四七%	六〇歳以下	一 一 七 人	七、四三%
四〇歳以下	八 五 四人	五四、二四%	六〇歳以上	三 四 人	二、一六%
三、事件			詐欺	二 二 人	五五、〇%

故に大多數は壯年期に於て見る醫學博士井上善次郎氏によれば二十歳より五十歳迄を七十%なりと云ふ明治四十二年度監獄年報に據れば次の如くにして略同數なり

殺人 五人 一、二、五%

傷害 三人 七、五%

恐喝 三人 七、五%

賭博 二人 五、〇%

強姦 一人 二、五%

窃盜 一人 二、五%

放火 一人 二、五%

横領 一人 二、五%

放買 一人 二、五%

斯く事件に於ては詐欺、殺人、傷害等精神を勞すること多きものに見る而して之等の三罪は近時増加せること次表の如き故從て本患者の増加するは明かなり

罪名	四二年度	四一年度	四〇年度	三九年度	三八年度
詐欺横領	一〇、九〇八人	七、二九一人	七、一三四人	七、四三五人	六、八五五人
傷害	三、二三八人	二、三九三人	二、二四八人	二、〇七四人	一、八九五人
殺人	七四四人	五七二人	四六二人	五一九人	五六七人
受刑者統計	一一八、二八五人	一二七、三〇人	一二六、八七一人	一三一、六〇二人	一一八、七六四人

乃ち初犯者に多數にして漸次犯數を増すに従ひ減少するは如何に心狀の變化するやを知るべし

五、發病期間

入監	前	一三人	二三、五%
入監後一ヶ月内	七	一七、五%	
入監後二ヶ月	四	一〇、〇%	
入監後三ヶ月	四	一〇、〇%	

入監前の十三例は事件の發生により既に入監前に過度に精神を勞せるにより起れると以前に本病に罹

り病狀一進一退せるものとを含む入監後一、二、三ヶ月に起ること多きは被告の多數が入監前不規則放縱なりし生活狀態より急に嚴格なる生活に轉し爲めに素因あるものには誘因となり然らざるものも精神を過勞して之を犯すなり時日を経るに従ひ減少するも之れ彼等が監内生活に慣るゝに據るなり見氏に據れば軍隊内に於ては次の如し

新 兵	八人	初年兵	八人	二年兵	四人
更に在營一年以内なる十六例に於ては同様	八人	六ヶ月迄	五人	十ヶ月迄	三人

六、血族遺傳の關係

血族遺傳關係の微すべきなきもの	一〇、〇	二五、〇%
實父腦溢血にて斃れたるもの	六、〇	一五、〇%
實父腦溢血にて斃れたるもの	四、〇	一〇、〇%
祖父母實父世腦溢血にて斃れたるもの	一、〇	二、五%
祖父母實父世腦溢血にて斃れたるもの	二、〇	五、〇%
叔父腦溢血にて斃れたるもの	二、〇	五、〇%
實父腦病を患ふるもの	一、〇	二、五%
祖母の溢首せるもの	一、〇	二、五%
祖父腦溢血にて母は精神病にて共に斃れたるもの	一、〇	二、五%

七、性 質

短氣なるもの	一〇人	二五、〇%
温順なるもの	二〇人	五〇、〇%
粗暴なるもの	一人	二、五%
普通なるもの	七人	一七、五%
涙もろきもの	一人	二、五%

血族遺傳關係は右の如く大多數に於て本病發現に關係を有するなり

隱忍なるもの 一人 二、五%

本病が温順なるものに多数に發するは注意すべし

八、嗜好

飲酒二升以上のもの 一三人 三二、五%

飲酒五合以下のもの 五 一一、五%

酒、煙草嗜むもの 五 一一、五%

煙草を嗜むもの 八 二〇、〇%

酒の中毒が本病原因を爲すことは右の如く明かなり

明治四十二年度全國新受刑者飲酒嗜好の有無表にては

酒狂癖あるもの 三、七三三 六、六二%

酒狂癖なきもの 一〇、八〇四 一九、二〇%

稍酒を嗜むもの 一七、八六七 三一、七五%

右の如く飲酒者は余の統系と始と一致せり而して明治四十年より四十二年の三年間の新受刑者の飲酒者は次の如く漸次増加せるを以て飲酒が本病發現に關係ある以上は本病者も又漸次増加すること明かなり

四十年飲酒者 五三、八二%

四十一年度飲酒者 五五、一一%

之のことは興味ある問題なり

九、注意すべき既往症

常に腦病を患ふるもの 一五人 三七、五%

曾て精神病に罹りしもの 五 一一、五%

勝負事を好むもの 一 二、五%

散步を好むもの 一 二、五%

讀書散步を好むもの 一 二、五%

嗜好品なきもの 六 一五、〇%

酒を嗜まざるもの

計の 二三、八八〇 四二、四三%

五六、二八四

四十二年度飲酒者 五七、五七%

曾て打撲傷を頭部に受け人事不省に陥りしことあるもの 四 一〇、〇%

梅毒に罹りしことあるもの 三 七、五%

非常に飲酒せるもの 三 七、五%

鼻疾患ありしもの 二 五、〇%

重症淋疾に罹りしもの 一 二、五%

氣管支加答兒に罹りしもの 一 二、五%

嚴創を蒙りしもの 一 二、五%

過度に勉學せしもの 一 二、五%

慢性胃加答兒症あるもの 一 二、五%

耳炎に罹りしもの 一 二、五%

不明のもの 二 五、〇%

乃ち大多數は本病發現に注意すべき既往症を有し里見氏に據るも八五%に上れり

十、本病發現に密接せる原因と見做すべきもの

被告事件に就て 五 一一、五%

家族に就て 四 一〇、〇%

事件及び家族に就て 四 一〇、〇%

勉學過度 三 七、五%

頭部打撲 四 一〇、〇%

胃腸病 一 二、五%

腦充血症 一 二、五%

墜落 一 二、五%

肥厚性鼻炎 一 二、五%

商業失敗 一 二、五%

同房者より精神病者として罵詈雑言、爲め 一 二、五%

原因不明 一 二、五%

監 獄 衛 生

以上十に分ちたる原因的關係を綜合すれば本病患者は多數は精神を勞する職業を有し壯年者にして飲酒し性質は温順犯數は始犯にして事件は詐欺取財然も入監日尙は淺きものにして且つ血族遺傳關係を有し注意すべき既往症と直接原因とを有するものに多きを知るべし

臨牀的症候

一、體質

體格 甲 二一、一三〇

體重貫尪 一七

入 數 一五、六八九

平均體重 四二、五%

百分比 四二、五%

乙 一六、二一一、九

一九

一三、七四三

四 一〇、〇%

丙 一三、六一一、二五

一〇、〇%

乃ち體質は強壯者と中等者に多く實に九〇%に達せり

二、發育
變狀者なし

三、眼症

眼精疲勞を訴ふるもの
視力減退を訴ふるもの

一五 三七、五%
五 一二、五%

眼球刺痛を訴ふるもの
浮動症を訴ふるもの
副視を訴ふるもの

二 二
二 二
五、〇%
五、〇%
五、〇%

乃ち眼症を訴ふるもの六五%の多数を見る

四、耳鳴

一四人 三五、〇%

里見氏によれば三〇%なり

五、頭痛

持續性頭痛を訴ふるもの

一六人 四〇、〇%

時々頭痛を訴ふるもの
偏頭痛を訴ふるもの

九 二二、五%
五 一一、五%

六、眩暈

三〇人

七五、〇%

七、不眠症

三三人

八二、五%

八、記憶力減退

二八人

七〇、〇%

九、感情亢奮

二八人

七〇、〇%

十、心悸亢進

九人

二二、五%

十一、膝蓋反射亢進

兩側

一二人

三七、五%

左側

三人

七、五%

右側

三人

七、五%

十二、震顫を有するもの

眼瞼

四人

一〇、〇%

半指

四人

一〇、〇%

十三、消化障害

七人

一七、五%

十四、厭入症

二〇人

五〇、〇%

十五、生殖器障害

遺精を訴ふるもの

五人

一一、五%

勃起力減退を訴ふるもの

九人

二二、五%

十六、ひばこんでりを有するもの

三人

七、五%

十七、杞憂的觀念を有するもの

恐場者

六人

一五、〇%

稠人恐怖者

三人

七、五%

十八、異臭を感ずるもの

一人

二、五%

十九、知覺機障ある者

一人

二、五%

醫學博士山田鐵造氏に據れば學生の本病患者に於て消和不良を起せるもの二〇%なりと云ふ

里見氏に據れば三五〇%なりと云ふ

眼瞼及半指
下肢
全身

三人 七、五%
六人 一五、〇%
三人 七、五%

頭部麻痺の感ある者 四人 一〇、〇％
 手足麻痺の感ある者 四人 一〇、〇％

治療法

原因療法として有害の嗜好品を禁することは監獄に於ては正しく行はれ得るも手淫を誠むること困難なり

疾病療法としては精神療法尤も必要にして専ら患者に慰藉を與へ且つ詳細に頻回診察し其の疾病の來る原因結果を説明し病的觀念を驅除するを要す監獄に於ては疾病に罹る時は醫師の他に慰藉者なく常に身心を勞し患者倍々猜疑心を起し神經過敏となり病勢を増悪するを以て充分に慰安を與ふること必要なり

次に一般攝生法必要にして身體の安靜を守り神經を刺戟する食物酒煙草茶等を禁することは勿論行はれ適宜の運動水浴法も行はる作業問題に就てはドクトル、チークホッフ氏の曰ふ如く作業は本患者には安靜を必要とする故不可なりとの説あるも氏は作業を必要とせり乃ち精神上に受くる苦慮煩悶不快の事故等よりも作業により起る疲勞は却て少く而して作業の主眼とする所は只た患者の精神を一時性に轉換し且つ患者に自己の作業能力あるものなることを自覺するに至らしむる補助療法と見做すことを得る故に若し其の主意を失ふ時は更に其の効なかるべしと故に監獄に於ても本患者は單に休養せしむることなく患者の身分、體格、性質に適當なる作業を命じあらゆる手段を盡して規律的な生活に慣れしめ起居自ら愉快の情を起さしむるに努むべし

藥液的療法としては強壯劑の外にブローム劑を主として用ひ併て健胃劑下劑催眠劑を與へたり以上の如くにして治療せしに幸に重症に陥ることなく一般に良經過を取りしも未決監なるを以て保釋出監刑執行他監押送等あり爲めに治療成績上の結果を報告する能はざるは遺憾とする所なり

文獻

- 稀有なる神經症狀を發せし眼精疲勞の一例 三島源三郎 順天堂醫學研究會雜誌 二五六ノ四〇、
 ノイロアステニーノ藥物療法に就て 高田研安 順天堂醫學研究會雜誌 二五〇ノ一
 生殖器と神經病との關係 ヘーガール 北越醫學會雜誌 一〇一ノ五五
 神經衰弱 成醫會月報 二〇八ノ三九
 神經衰弱療法 順天堂醫學雜誌 三四二ノ六一
 神經衰弱症に就て 三宅鐵一 順天堂醫學研究會雜誌 三六一ノ三二 三六五ノ一四 三六九ノ二二 三九二ノ二二
 神經衰弱と胃腸病との關係 山田鐵藏 濟生學會醫學新法 一〇九ノ六八
 生殖器性神經衰弱 ヘルシニウクロン 治療新法 一ノ六ノ三六四
 ヒステリー・トノイラステニー、チークホッフ 臨床彙誌 一三ノ四三
 鼻性神經衰弱 里岩福三郎 北越醫學會雜誌 一四八ノ一一
 軍隊に於ける腦神經衰弱症の十二例 里見三男 醫事月報 四ノ三
 神經衰弱症 村上知二郎 東京醫學新法 四三二ノ一一
 神經衰弱 久野正太郎 醫學大辭典
 井上内科新書
 ストリエンベル内科學
 附記 文獻を得るに當り醫學士古瀬安俊氏の多大の便宜を與へられたるを深謝す

○監獄衛生雜感(其二六)

(二四)生命保險と指紋の關係 日本保險醫學協會總會に於て片山醫學博士は本題に付演說せられたり

(二四二)精神病院に於ける中酒患者の處置

Lilienstern 氏曰く酒精飲用の慣習性となつたものは假令精神的或は身體的障礙が現はれてなくても既に病的と見て宜しい整然として毎日缺かさずに飲酒慾が起るのは決して生理的の慾望と云へまい酒精問題上に非常に價値の多い大問題は原發性に即ち慢性酒精中毒の直接の結果として現はれる道徳觀念の病的缺陷である

酒精中毒症は其最も進んだ症狀のものとして雖豫後に於ては絶對的に良好であると言ふを憚らない是は自分の實驗上の上からも明らかである殊に理性的の豫防法が適當の時機に行はれたならば其豫後は猶更良好である絶對的に禁酒の社會例へばモハマット人等では酒精中毒の危険といふものは全くない酒精を全く禁止したならば同時に何か有毒物が代つて濫用されやせぬかといふ批難は殆ど杞憂に屬し反駁する價値はない

酒精中毒が原因となれる刑法上の行爲は二重の手段を要する患者は屢々監獄を廻つて病院に送られて來る裁判上或は監獄内で責任無能力者又は處刑不能者と宣言されて治療の爲め精神病院に入院せられる、かくて全治すれば病院では退院させなければならぬが監獄では酒癖の再發を見越して戻つて來るのを嫌ふ、病院の方ではたとひ一時的にもせよ全治したものを收容して置く譯に行かない、併し刑罰の執行を終らない者を無暗に外へ退院させる事は出來ない、そこでかの行政顧問のチルコウスキー氏が一九〇二年維納で開かれた國際會議に言た様な *Kazni vor Kompensations-Aonflikt* が出來上つて病院の損害となり患者の不利益となり病院でも監獄でも同等に其患者の世話をするのを嫌がる様になる貧困者は自身中酒症の素因を持つて居るのである富有者の病氣の中で中酒病に罹れる人は高々一プロセントに過ぎぬか貧困者では四〇乃至五〇プロセントであつた飲酒癖と貧窮との間には互に因果關係が出來て居て此間を斷絶せざれば反對に財産と健康とに及び良い影響を及ぼさせる事が出來ぬ個人

家族及び國民の貧窮を防ぐ方法は總て同時に酒精中毒症に對する好處置法である事は争ふべからざる事實である

ベール氏 Paer は嘗て言つた事がある「飲酒の節制又は禁止に關して刑法上の規定を設ける事が出來たならば一般國民の飲酒傾向を撲滅させる事が望まれるだらう例へば一五三六年佛蘭西でフランツ第一世が定めた法律に再三飲酒癖を改めないものは身體刑殊に耳を切斷して追放する刑罰を加へたるが如き、又英國では一六〇六年にヤコブ第一世帝が此種類の刑法を規定したるが如き又十六世紀から十七世紀へかけて *Das Kl. romi schen Reich-deutscher nation* に於ける警察處罰令の如き又各獨乙聯邦で飽酒 *Vollerei* 或は銘訂 *Vollkranke* に對する刑罰の如き者が今行はれ得るならば確かに飲酒癖を防遏する事が出來やうと思ふ尤も一番有效な手段としては人民をよく訓へ諭す様な規定を設くるに越した事はない此方法こそ實に漸次國民の習慣を變へ且一般の判斷力を啓蒙するに唯一の道なれと思ふ」と余は尤もな事として此の言に首肯する

(二四三)變質に對する抵抗力の男女兩性に於ける差異

Veldau は先づ變質類廢せる家族中に一二の善良なる女兒の現はれる事が稀でない(其反對の現象は非常に少ないが)様に観えるが事實然様であるかといふ問題を研究した、

氏は之に對し定説として身體的變質は通常精神的、道徳的變質に先する即ち身體的變質は其家族中に精神的、道徳的變質の侵入せんとする門の様なものであるといふ事を前提した然し同時に亦其の正反對の事實も起り得るといふことは著者は勿論主張して居ない其研究の根本として著者はツツフェルの本家系及び系譜 *Stammreihe und familien tabellen* 及びマイエル、テスドルフのハンブルグの家族の血統譜表 *Genealogischen tabellen hanburger familien* に據つた著者は其身體的變質が兒童死亡數の非常に多いのと並びに平均生活期の非常に短縮して居るのが一般の平均數に比べて顯著な家族を擧げ

た其成績は次の通りである

一〇〇女児分娩數に對する	リツフェル氏	變質せる家族 一般	マイエル、テスドルフ氏
男児分娩數	九〇	一〇六	九〇
男子の平均生活期	一六	二八	三二
女子の平均生活期	二六	二五	三八
分娩せる男児百人中			四〇年
結婚せる者	—	—	三九
分娩せる女児百人中			五七
結婚せる者	—	—	四九
			六一

此表の示す處によれば變質せる家族には先づ女児の方が餘計に生れる、即ち再生能力の状態が困難となつて居る様な處では自然は女性の方を容易く生み出させる死に絶える家族に於ても同様で此の際には大多數例は男子系が死滅する更に自然は困憊な状態の家族では比較的健康的な女児を容易く生ませる(勿論其の平均生活期の永いのを健康の兆候として見做すのである)之に對する證據として著者は其結婚者數を擧げて居る即ちハンブルグの本系統 Hamburger sammbanen によること農夫のは之れに關係しない何則是等の村落では必要な年齢に達すれば誰でも病的な女子でも結婚する(其結婚數は男女とも一般には同等である併し變質せる家族では前者は三分の一だけ後者は反之唯だ六分の一だけ減少して居るされば變質せる家族では女性の性質は男性のもより害を被る事が少ない(勿論其前提としては結婚又は獨身生活の問題は専ら身體的及び精神的性質にのみ關係して居るといふ事が必要であ

る)かくして此説明の下には著者は女性に對して男性よりは其抵抗力が強いと云ふ事は確實であると斷言して居る然し著者の研究方法に對して色々多くの反駁が起り得る事は論を俟たない、(二四四) Kenton 變質者除外法意見 精神薄弱者の子孫が多く變質者であることは統計にて明かである即ち労働保護所に收容せられたる獨身にして精神薄弱なる十六人の婦人の儲けた百十六人の兒童は白痴であつた著者は結婚禁止に因て變質者の繁殖を防ぐことは不可能であるからして之に代ふるに婦人では喇叭管切除男子では精系切斷及び結紮を遂行すべきであると提議して居る此等の手術は有功無害であるが卵巢には罌丸を摘出するのは不必要であると著者は考て居る現にインヂアナカリフォルニヤ、コンネクチカッツ州等では此意見が法律として行はれて居る北米合衆國の他の諸州では立法家にして其説に左袒するものが少なくない又醫者の一集會では之を討議に附して必要と認めたる時は外科醫に送つて以上の手術を受けしむ方法を講せんとして居る、(二四五)兒童の自殺に就て 近來は往々兒童期に於ける子供の自殺がある本月十四日の朝日新聞上子供の自殺と題するものを讀むと去る三十九年度には總計百四十八名の多き十六歳未満の少年が自殺して居る而して其原因に就ては我國少年者の自殺原因と相違の點を對照して左の如く報道して居る

日本少年自殺の原因

男	女
精神錯亂して	二八
病苦の爲	一三
活計困難又は薄命を嘆じて	八
後悔又は慚愧	一
痴情又は嫉妬	一

其他の原因
原因不詳

總計

外國少年自殺の原因

罰を恐れ

虐待を受け

書物に感動し

罰を受け

故郷を慕ひ

原因不詳

一一二
一一二
八四
一三
九
六四

五八

一八

二

二五

一

二五

良心に責められ

疾病に悩み

悲哀に打たれ

戀愛の爲

仕事不満足

二八

一一

五

一一

五

右は近く淺草の精華小學校に在りし「トラホーム」患者の少年が自殺したる事實に關して殊更に調査したる報道であるが尙ほ教育家として衛生家としても上記の原因を参考として置くの必要があると同時

時にペール氏の兒童期に於ける自殺」と題する著書中の一事をも紹介して置かうと思ふ
ペール氏の調査に據れば十五歳以下の小兒に於ける自殺の多少原因及び形態に就きての要領は千八百六十九年乃至千八百九十八年間の普國統計に従へば男兒千三百四十六人女兒三百六十二人合計千七百〇八人の兒童自殺ありて男の方は女の方よりも約四倍多く其の増加比例は同期間に於ける人口増加の比例よりも速かであつて大人の自殺とは同比例を爲さず故に兒童の自殺と大人の自殺とは其原因及動機を異にすとペール氏は結論して居る而して兒童自殺の原因に就ては

一、精神病 二、精神低能 三、先天變質 四、病性感動(後悔、深恥、煩悶の種) 五、家庭及び學校に於ける惡教育 六、慘酷なる待遇 七、常人を超へたる理會力を有する早熟兒 八、時としては模倣及其他の

感化動機

等であると謂つて居る抑も生命慾なるものは人間の最大慾望であつて圓滿なる幸福なる終局の目的を獲得せんが爲めに教育も衛生を勵行するのである、然るに斯の慾望を絶つて自殺するに至るなどは背理的教育の結果であるか將た精神教育の不完全なる爲めであるか何れにしても研究を要すべき問題であらうと思ふ(關天嶺)

(二四六)犯罪者の指紋研究第一回報告は東大衛生學教室古瀬醫學士によりて國家醫學會雜誌第二九〇號に發表せられた夫は巢鴨監獄の在監者に就て調査せられ之を犯罪人異同識別調査會に於て調査せし者と比較し終りに曰くハンブルグ式に少しく終正を加ふる時は假令左手拇指及環指並に右手拇指に於て指紋個數最大最小の差増大せしとは云へ他の八指に於て其差著しく減少せり別言せば指紋個數の各指紋價に對する均等の配分に近ぶかしむるを得たるなり

故を以て我が國に於ける犯罪人異同識別法として指紋法を採用するに當りハンブルグ式を用ふる時は乙種蹄狀紋の分類標準上に小修正を加ふるを至當なりとす

監 獄 衛 生

附言、本調査をなすに當りて尤も困難を感せし所のものは亦以てハンブルグ式指紋法に關與する多數の人々の困難なるべく同時にハンブルグ式が有する弱點たらすんばあらず例令ば囚人の指頭に「インキ」(俗ニインキト稱ス)を塗らんには如何なる準備を其塗らんとする指頭に加ふべきか或は常に均等に塗布する方法ありや又或は塗るべき「インキ」の種類によりて如何なる變化を指紋用紙上の指紋に引き起すべきか更に又此の際指頭に加はる僅微の力が如何なる變化を起さしめ得べきか又は故意を以て隆線の變更を起さしめ得るか或は皮膚損傷後に雜生せる皮膚に於ける各隆線間の小突起(點狀隆線)に如何なる變化あるか此等の疑問は皆本法實施に當り緊要なる研究問題にして調査の際尤も顧慮せし所なり殊に其外端の定め内端を觀測し或は又た想像線を書く等の上に甚しき困難と同時に錯誤し易き

點の存するを知れり如斯き困難を経て價附けられし指紋なるものは其實用に當りても亦同等の困難存すべきなり故を以て此等の問題を攻究して第二回の報告となすも敢て徒事に非らずと信す

貧樂生は嘗て脈波計を使用するの時に中り指紋も亦た薰烟紙上に押捺せしめ之を固定するときは指紋鮮明にして識別に便利ならんことを想起し爾來研究中に屬すと雖未だ以て現在法に優越することを明言する能ざるなり如何となれば多少練習を要すると原紙の撰擇に注意すべきこと是なり

(二四七)指紋鑑定反射燈獨逸ワイゲル式最新反射燈は、指紋鑑定法に一新紀錄を作たもので刑法學上有益なる一大發明である本器は三百燭光の電燈三個を備ふる者にして此器械を如何にして指紋鑑定に使用するかと云ふに犯罪者が殺人罪を犯して血液の附着せし指にて戸を開き自ら指紋を印して置いた様な場合には特に反射燈を用ひすとも直ちに寫眞に撮影して證據物とすることが出来るが其は寧ろ偶然の出來事であつて近頃の様な進歩した犯罪者には自ら證據物を殘して置く様な者は絶無といつても可い位である處が或盜盜が天窓を開いて入つたとすれば必ず其戸の或部分に其盜盜の握つたと思はれる場合があるに相違ない此反射燈を用ふる場合に如斯き場合で鑑定者は其部分を持ち歸つて其れの指紋は其強力なる光線の爲明瞭に表れて寫眞の種板に寫るのであるワイゲル氏は此方法を以てすれば如何なる犯罪者の檢舉も決して不可能でないといつて居る

(二四八)七十五年前に於ける精神病學と刑事政策、

本年二月二十一日に於ける議會に於て精神病學と刑事政策との關係につき議論ありたりベルテヘル氏は曰く「精神病學は刑事政策を全然破壊するものなり精神病鑑定は増加し裁判所は犯罪行為を心理的に説明せんと努め法理的説明は漸次醫學的説明に轉移せんとするの傾向にあり鑑定人は身體的異常あるものには常に精神衰弱的の症候を付するの偏見ありし」と

斯の如き事の唱道せらるゝに至れるは畢竟最近に於ける精神病學の刑事政策に對する應用の失當に歸因するものなりと云ふにあれ共、こは今日に初まれるに非ずして今より約七十年前以前に逆上りて其の當時に於ける精神病學と刑事政策との關係を見るも亦已に今日と同様なる誹難は已に存せしなり一八二八年に於てテール氏は曰へり「從來犯罪者の精神状態は餘りに注意されず、されば精神病者の犯罪者として處刑せられたるもの尠からざりしも今日の状態は全然之れと反對にて人類學的及び哲學的見解は凡ての犯罪人を以て精神病的なりとするなど極端に走るに至れり」と

又之れと同時にヒツチツヒ氏は曰く「漸次裁判官は鑑定人に對して多大の權能を付與するが如き傾向あり左れば醫師は恰かも辯護人の立場となり無暗に無罪たらしめんとするが如き觀あり」と

ブルタツク氏は一八三三年に於て曰く「人道の本義は反つて誤解せられ醫師は寧ろ辯護人となり犯罪行為の性質に由らず症狀にのみ由りて責任を定めんとするの傾向あり」と

同年に於て又ウヰルドベルヒ氏は曰く「醫師又は辯護人が犯罪行為を以て精神病的なりとなさんとするは刑事政策の誤れるものにして却つて人道を破壊するものなり」と

クラルス氏は一八二八年に於て曰く「醫師が犯罪人を危険性患者 (fehlritische Patienten) と見做すは妥當ならず」とスパンゲンベルヒ氏は醫學的鑑定は法律を甚だ毀損したり」と曰ひ、ピルト氏は遺傳性傾性を以て責任無能力となすを誹難せり (一八五〇年)

裁判所の側に於ても亦此れと同様の見解を持つること往々ありたり、ノツプ氏は一八六三年に於て之れが誹難を公にし居れり一實例に於て貧に迫りて家族を毒殺せんとせる被告に對し無罪の宣告をなしたり而して理由は嘗て經過せし躁鬱病の影響によるものなりと云へ共檢事總長は確かに之を以て法律は體面を毀損されたるものなりと絶叫せり

以上の縷述せる所によりて見るも精神病の刑事的關係は全く嶄新の者にては非らざるを見る左れば

今日餘りに刑事政策と精神病との不調和を唱ふるも、そは左まで憂ふるにも及ばざる可きなり精神病家も已に今日に於ては稍々進歩發達し居れば舊時に於ける如く未だ學問の幼稚にして只其の不利益の側のみを誹難され徒らに將來に對し杞憂を抱ける時の比にはあらず一方また刑事心理及び刑事心理病も同様發展したり漸次刑事政策と精神病學との融和を見るも蓋し遠きには非らざるべし

明治四十四年五月末日現在々監人員表 (△ハ減)

統計
三十

刑事被告人	受刑者	勞務場留置者	懲治人	携帶兒	總計	留置場	監獄	警察署	留置場
男 四、九五四	男 六二、五五〇	男 一、〇五八	男 七	男 三七	男 六七、八三七	男 七六九	男 六八、六〇六	男 四、一九二	男 七二、七九八
女 三、四八	女 三、六六九	女 一、三三	女 一	女 四一	女 四、〇四一	女 一五一	女 四、一九二	女 七二、七九八	女 七三、五六一
計 七、八三二	計 六六、二一九	計 一、一八九	計 八	計 七八	計 七二、八七二	計 九二〇	計 七三、五六一	計 七三、五六一	計 七三、五六一
前月末日現在									
五、八七一	六、六三四	一、二六二	九	七九	七二、五一〇	一、〇五二	七三、五六一	七三、五六一	七三、五六一
前年同月末日現在									
六、四〇三	六、五二八	一、一五五	四一〇	七八	七二、四五〇	九三四	七三、三八四	七三、三八四	七三、三八四
前月比較									
五七一	一二五	七二	一	一	六三八	一三二	七七〇	七七〇	七七〇
前年比較									
一一〇一	九八一	六四	四〇二	〇	五七二	一四	五八六	五八六	五八六

本表中外國人を國籍により區別すれば左の如し

清國	佛蘭西	露西亞	伊太利	丁太利	總計
男 一	男 一	男 一	男 一	男 一	男 一
刑事被告人	刑事被告人	刑事被告人	刑事被告人	刑事被告人	刑事被告人
受刑者	受刑者	受刑者	受刑者	受刑者	受刑者
四六	四六	四六	四六	四六	四六
計	計	計	計	計	計
五七	五七	五七	五七	五七	五七
前月比較	前月比較	前月比較	前月比較	前月比較	前月比較
一	一	一	一	一	一
前年比較	前年比較	前年比較	前年比較	前年比較	前年比較
一	一	一	一	一	一

明治四十四年五月末日現在受刑者罪名表 (△は減)

刑罰	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較	本月中の増減
竊盜	二七、六八三	一、三六二	二九、〇四五	二八、九五七	二八、四五八	八	一、八四七	九九
賭博及び富籤	三、五一二	一一	三、五二三	三、五二七	三、六七七	四	一、五五四	一〇
詐欺及び恐喝	五、七一一	二〇六	五、九一七	六、一〇六	六、四三一	△	一八九	△
横領	七、六二二	二六〇	七、八八三	七、八二九	七、一四六	△	七三七	△
贓物に關する	三、三二五	八七	三、四一二	三、三八九	二、八一〇	△	六〇二	△
毀棄及び隱匿	八八三	一一八	一、〇〇一	一、〇一五	一、〇〇五	△	一〇	△
通貨偽造	一一一	一一一	二二二	一一二	一一一	△	一一	△
文書偽造	五五八	九	五六七	五五九	六二一	△	五四	△
證券偽造	二、二二六	六三	二、二八九	二、二四九	二、一六〇	△	一九	△
印章偽造	三六八	一	三六九	三六四	五四三	△	一七四	△
偽證及び誣告	一八六	七	一九三	一九三	一七八	△	一五	△
猥褻姦淫及重婚	一一八	七	一二五	一二四	八七	△	三二	△
傷害	四一七	二九	四四六	四七一	四二五	△	二二	△
殺人	二、三一七	四四	二、三六一	二、三八三	二、二五△	△	一三六	△
嬰孩殺	二、八九七	二八〇	三、一七七	三、一七五	三、二一四	△	三六四	△
逮捕及び監禁	七二	三〇一	三七三	三五八	三七九	△	三七	△
公務執行妨害	三〇	四	三四	三四	三〇	△	四	△
逃走、犯人脱獄及び懲惡淫滅	一六三	二	一六五	一六八	一一一	△	四三	△
胎殺	五〇	二	五二	五二	三〇	△	二二	△

刑罰	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較	本月中の増減
放火	一〇三	四六六	五六九	五七〇	五九〇	△	二二〇	△
住居を侵す	一、九一〇	二、三三六	四、二四六	四、一八四	四、四四△	△	二六〇	△
略取及び誘拐	一七二	三	一七五	一八四	一四九	△	一六	△
陸海軍刑法	一四四	二一	一六五	一六二	一四九	△	一六	△
規程	八二	二一	一〇三	八〇	八三	△	一一	△
森林法	四八一	一	四八二	五一五	五七六	△	九四	△
兵令	四五	一	四六	三〇	二二	△	二四	△
郵便及び電信法	七九	一	八〇	七七	七七	△	一一	△
警察犯處罰令	七六九	三二八	九九七	一、〇五六	九七八	△	一九三	△
以上列記以外の刑法	四五〇	三八	四八八	五〇八	四二二	△	六六	△
犯及び諸規則違犯罪總計	六二、五五〇	三、六六九	六六、二一九	六六、三四一	六五、二三八	△	九八一	△

明治四十四年五月末日現在々監人員監獄別表 (△は減)

監獄名	刑事被告人	受刑者	勞務場留置者	懲治人	携帶兒	合計
東京	九六一	九五一	六〇			一九八二
市谷		一、一四八				一、一四八
巢鴨		二、七〇〇				二、七〇〇
横濱	一一五	一、八六三				二、〇二四
浦和	九六	一、六四五				一、七六五
前橋	六四	一、三二五				一、四〇八
千葉	七九	一、一五五				一、二五四
水戸	一三〇	一、一一三				一、二八三
宇都宮	一〇二	一、〇六六				一、一七八

總計	五、二三四	六五、三七七	一、一八一	八	七八	七一、八七八
留置場	六八	八四二	一〇		九二〇	
增(前月に比し)	五、三〇二	六六、二一九	一、一九一	八	七八	七二、七九八
減(前年に比し)	一、一〇一	九八一	六四	四〇二	〇	七七〇
	△	△	△	△	△	五八六

救護事業

○出獄人保護事業に就て

廣島保護院 井木英省

輓近社會改善の聲高く矯風尙善の機關至る所に起れりと雖も要するに出獄人の保護にして全きを得ざるに於ては百の矯世事業も其効果の實現に於て疑の憾なきを得ず。何となれば世間犯罪程社會の進運と相容れざるものはあらず故に社會觀上犯罪を以て社會自己が攻撃を受くるものなりと云へるも誠に故ある言たるや知るべしされば社會は百の手段を盡して之を防ぐの方を講せざるべからず免囚の保護は實に社會自身の其攻撃に對し當然盡す所の防衛の一種にして而も人道の要義と並立し正當の手段たるをや思ふて茲に至れば社會の健全を期し生民をして生活に安住せしむるは斯業の完成を求むるにあり殊に新刑法實施刑事政策上の一

は頑強なる累犯者の頭腦に多大の警覺を與え換言すれば改正刑法は體に彼等に對し改心の最良機會として否一大鐵槌として畏怖の念を起さしめたるや疑なき所なりとす然るに世間一般の狀況未だ全く彼等が斯る動機に依り折角心機一轉したる改心に對し依然以て因襲の感情を持續し甚しき忌避排擠彼等をして立脚の餘地なからしむ爲に心にも餘りある次第なり彼たとる一旦刑餘の人となるも改心歸善の上は社會は之れを誘致して自己の伍伴に立たしむるを要す。況んや彼等は法律上の罪人にして未だ以て必ずしも道德上の罪人と斷じ得ざるものあり然るに尙ほ之れに快く職を與えず彼等の天分をして傷はしむるに至れるは幾重にも慨歎の至りなるのみならず抑も亦犯罪の來るや一つに責を彼等のみに歸するを得ざるものあり家庭の缺陷に起因するものもあるべし又先天的遺傳のものもあるべし殊に物質的文明の偏頗なる進歩工藝的生活の劇甚なる發達乃至は都會生活の急速なる膨脹に依て世の中の惡風が強くなり爲に種々の犯罪を

惹起するものあるは社會の現態たり小河博士の陳
 られし如く「社會は犯罪なる一種微菌の培養地に
 して而も之れが犯罪は社會の進歩に伴ふて益々潤
 澤となる故に各國犯罪現象の年々増加の傾向を免
 れざるは蓋し自然の勢なり」と知るべし希臘の古
 言にも「傷を與へたるものは之を治してやらなけ
 ればならぬ」と云へり如斯犯罪の原因に對し又
 文明社會が其責を負はざるべからずとせば自然の
 結果否な責任として文明社會の力を以て之れを救
 治すべき義務あるものと信ず之れ即ち保護事業
 の起る所以にして苟も忠良なる國民にして文明社
 會に棲息するものは奮勵努力斯業の爲に盡す所な
 くして可ならんや然らば社會は種々の方法の下に
 之れが救治の策をなさざるべからず然り而して本
 派本願寺に於ては豫て前法主來社會の改善に關し
 經營畫策努めらるゝ所ありき大日本佛教慈善會財
 團の下に免因保護の事業を經營せらるゝ殊に廣島保
 護院は同財團の直營に屬し斯業に従事する茲に年
 あり然るに時運の進歩は從來の方針に依り其促求
 に充すを得ざるの歎あるのみならず又豫て家庭改

善の手段として在監人の家庭改善に力め以て出獄
 の曉主として其家庭に歸住せしめ又は他の善良な
 る家庭に入れて適當の方法に依り之れを保護善
 導し容易く社交に通せしめ其剛強なる生存力を培
 養せんことを期し縣下眞宗各寺院と提携し其力以
 て縣下に歸住すべき出獄人の保護方針を定め實行
 せんことを期し滿田同院長は之れを所管典獄并に
 縣當局者と交渉し其承認を得尙ほ一面本山執行所
 に稟議し以て其計畫を遂げ己に縣下六百有餘の眞
 宗各寺院に致書交渉着々實行の緒に付かんとす果
 して本舉の實行せらるゝに於ては當に出獄人の保
 護完成のみならず縣下各地犯罪防遏の手段ともな
 り社會改善上一大福祉の現出するや期する所なり
 今其交渉書面及關係書類を紹介す此書面を一閱す
 れば社會と斯業の關係も察知せらるゝに至り社會
 事業上頗る多大の趣味ある事案たるゝに至り社會
 に至るべきを嗚呼社會人士よ廣島保護院の今回の
 企畫は前段の縷述せる社會重大の責任に對する適
 切なる解決を與へたるものにして其効果の如き獨
 り同院の私すべきにあらず社會と共に其休戚を同

ふすべきもの否同院が赤誠社會に貢獻し其本領を
 發揮する所以なり然れども其効果の良否は諸人士
 の熱烈なる同情と努力に待たざるべからず希くば
 國家の爲社會の爲此舉に對し多大の同情を寄せら
 れ同院及其聯絡各寺院の施措に對し援助せられん
 ことを本件に付松原探訪使より發せられたる書面
 も併せて之れを紹介す

(滿田院長の書面)

拜啓益々御清道爲國扶宗御靈祥の段奉敬賀候然て本院の經營たる
 出獄人保護事業も輒近世の進運に伴ひ年を追ふて發展の域に相向
 ひ候は佛陀甚大の御惠澤に因るは勿論なりと雖も外大方諸彦御同
 情の賜ものならずばあらず已に昨四十二年四月より本年三月に
 至る一年間に於ける總保護人員は百十八人にして各處身の道を得
 せしめたるは社會の爲め國家の爲め御同慶被下度由來斯業の性質
 たる御承知の如く出獄人の其身に伴ふ社會の生活に入るの困難を
 除去し之を保護して其民復歸の實を擧げしむる義に候得共如何せ
 ん彼等性狀多くは非社交的に化し又一面社會の状態は因襲の感傷
 彼等待つて兎角之を忌憚するの風あり隨て兩者の相臨たるや益
 々遠かり結局出獄人は生活の立場を失ひ其極や累犯に陥り社會は
 爲に被害の位置に立ち並に至て兩者互に不幸を見るに至れるは轉
 た慨歎に堪へざる所に候之をして斯く至らしめざる機調熟融和の
 實を擧げ共存慶福を享受せしむるは斯業の要訣に御座候思ひ來た

れは難事には御座候ものゝ其方法適當にして當事者又忍耐熱誠な
 るに於ては敢て成効の難きにあらず寧ろ濃厚なる趣味は此中に含
 まれあることを感知致候抑も斯業は去る四十一年新刑法實施刑事
 政策上の一大刷新以來社會は自己の防衛上必然盡すべき重大の事
 業となり隨て本院も性質上社會の公機關たるの位置に相立ち頗る
 任務の重きを相感じ申候換言すれば吾人眞宗宗徒は大日本佛教慈
 善會財團の下に社會の爲め否社會に代て斯る崇高なる事業を經營
 するは誠に本宗の面目吾人宗徒の光榮とする所に御座候
 然る所時世の進歩は百事改善を促す斯業獨り舊態を許さんや本院
 の經營上又幾多の改善を要し時運と之を調馳するの必要あり蓋し
 個人本位たる收容主義は或る特殊の事情あるものゝ外漸く時代に
 適應せざるに至れり今之時は宜しく社會の境遇と一致せる方面に向
 て之を保護するを要す其方法之一にして足らざるべきも要するに成
 るべく多數の人を而も完全に之を保護するの道を講するにあり思
 ふに願くは出獄人をして更に又特殊の場所へ生活的に之を收容せ
 す力めて本人の家庭又は親戚の家庭若しくは善良なる特志家の家
 庭に入れ相當の保護指導をなし彼等をして第一齊家の觀念を養は
 しむるにあり由來齊家は修身の結果にして又治國の原因たり社會
 の安寧も之に胚胎す其固より犯人を出したる多くは不真の家庭に
 再び彼れを入るゝは蓋た危険なるが如きも要するに内司獄官の熱
 誠彼れの改後歸正に盡さるゝと共に外社會は又犯人の家庭に向て
 宜く之れが改善を講せしめて以て其實を擧げしめ改悛したる彼れを
 迎ふるの準備をなさしむるは社會の任務たるを信せり如斯方法に
 當に出獄人の保護なるのみならず家庭の改善は尙風爐善の美舉に

して犯罪豫防の一方策たるをや重き此任務は本院の双肩吾人本宗徒の報恩的任務と存候況んや彼れ佛陀の慈子宗祖の門徒たり此不幸に對し吾人如何てか閉却するを得んや固より如斯矯世の事業に就ては宗教の異同を問はず協力一致之れに盡すべき要あるも差當り縣下本宗寺院七百有餘あり本院向來其中心となり彼此聯絡相連し共同一致斯業の爲めに盡し度熱望致候各寺院に於て別紙要領に依り新業の爲めに一致御盡瘁を得るに於ては擴大なる保護方法成立し警勢の保護力を造り得ること明かにして擴大なき基礎の上に之を行ふ義に付必らずや確實の保護を爲し得ること、存候間說全國出獄人一ヶ年約六萬人之れを三分し内二萬人は確實の身元にして保護の要なきも其一分二萬人は保護の價値なきも即ち無宿善又は無縁の機に屬し他の二萬人こそ保護して價値あるものとす。然るに全國五十有餘の保護場が最近一ヶ年の保護人員は僅に二千人内外にして其十分の一に過ぎず之を要するに方法の時世に背馳せる現象と察知せられ候故に或る縣々の如きは縣知事訓令を發し各自治的保護の方法を執らるゝあり又或る地方は佛教徒が大保護團を組織し之に當たる等今や大規模なる保護方法各地に着々行はんとす吾人動もすれば遜色の讒なきを得んや之れ吾人が諸寺院各位と共に奮闘努力の要ある所以に御座候本案果して各位の御賛成を得之が實行の曉に於ては進んでは出獄人の保護完全となり退ては犯罪豫防思想普及遂に一郷の風氣を高からしむるに至るべし頗る快感に堪へざる所に候

由來公事に盡し世間の仁義を以て本とするは本宗意にして實に吾人の本領なり我 皇の赤子は我國家機關たる監獄に於て薰陶感化

其罪根を救治せらるる治罪並に了し其民に復帰したる彼れを待つに親切なるべきは曾に本人又は社會に盡すべき道のみならずして實に君國に盡す忠真なる臣民の閉却すべからざる事柄と存候況んや佛陀慈光の下に棲息する吾人宗徒に於ておや並に謹んで卑微を述て各寺院の御賛成を仰く希くは時世の趨勢を洞察し本學に賛成を與へられんことを 教具

要領

一各寺院は其擅信徒中の出獄人の保護を引受くること
 二各寺院は出獄人保護の準備として豫め其家庭を視察し不貞と認むるものは之が改善を指導し尙家族隣保に惡感情を抱く嫌あるものは之れが融和を圖り本人をして安んじて歸住せしむるの措置をなすこと
 三各寺院は本人の家庭改善の餘地なく到底保護を行ふの目的なきものと認むるときは親戚又は特志家の家庭を擇ひ之を托し要するに本人をして累犯せざるの境遇に立たしむるにあり
 四各寺院は保護に付本院と氣脈を通し保護上重要な件は交渉せられたし
 五所轄警察署長町村長學校長と聯絡を通せらるるは新業上必要の事に付本院より本縣廳並に監獄方面へ申請致置可申に付御含み置かれたし
 六各寺院は本人の保護善導に勿論其家庭の狀況は常に視察し毎年二回(二ヶ年間尙必要なる場合は臨時本院へ報告せられたき)

七時宜に依り本院は其所屬の擅信徒中のものにあらざる出獄人保護を依頼致候場合もあるべし此場合も前文に適切なる保護を與へられんことを

(本派本願寺執行所の告諭)

社會改善は本宗俗論の要義にして監獄布教の如き風に本山が力を用ひ來りし所なり然れども四人の教化は固より出獄後の保護と相待つに非れば以て其効果を奏し難し是れ曩に犯罪防遏及免因保護に關し特に訓告を發せし所以にして今期東島保護院に於て縣下派内寺院住職と協力して保護事業の完成を期せんとするは頗る適切なる方法と謂ふ可きなり各寺住職は宜く同院の趣旨を諒とし充分の援助を與へ以て社會改善の宗義を實現せられ度右申示候也

全く並にあり然に社會一般の狀況は此等閉却詭語に付す可らざる問題に對し寧ろ閉却の觀なしとせず否一に嫌忌の感情に驅られ殊に痛歎す可きは敬重すべき父兄も最愛の子弟も一度刑餘の人となるや嫌忌疎外鄉黨隣里は勿論自己の家門にたも容易に之れを迎へざるの悲境に沈淪し遂に復愈るにもなき罪禍を累るに至るもの鮮なしとせず惟ふに極惡最下の輩をして極善最上の道に誘ふは佛陀甚大の聖意にして祖教亦全く茲に存す既に此光益の下に安住する吾人之れを等閑視するを得べけんや

(松原探訪使の書面)

社會改善は本宗俗論の要義にして其途亦一つにして足らざる可きも殊に出獄人保護の如きは最要中の要に屬す今や社會の進展と共に矯風尙善の事業種々興起すと雖も要するに出獄人の保護にして完全を得ざるに於ては百の矯世事業も未だ以て社會改善の效果擧げ難かる可きやの歎なしとせず何となれば出獄人の前身や反社會の行爲を敢てし社會の目的と極端に相容れざるものなればなり所謂社會に對し攻撃を加へたる勁敵にして而も道德上最惡の部分に屬す而して之れを救治するに即ち其禍根を抜く所以にして敵害を粉砕するの策たるをや苟も社會の健全を望み同胞の福祉を求めんと期さば社會の秩序の振蕩を要す出獄人保護方法の必要も其概趣

本宗風に意を並に注ぎ監獄布教の道を開き内治獄上の貢獻に努め外慈善會財團の下に免因保護の機關を経營し首尾兩面以て生民の罪禍を救治し犯罪の防遏を期し社會の改善に盡さる是れ明治四十年三月二十一日執行防退門と社會の改善されたる訓告第三號に明かなる所にして風に諸士の知了せらるゝ所なりとす而して時世の進運は益々新業の振起を促し警鐘を情眼に臥せらるる教徒の枕頭に打てり聞説某縣の如きは知事より訓令を發し地方民政の一部として之れが實行に力めらるゝと然るに新業の性質たる如上本派執行長の訓告せられたる如く民間有志の同情に依頼し宗教的事業として之れを行ふの適當なるのみならず當地は已に本派施設の新業機關あり加之由來整備の地本宗教徒多し焉斯る須要なる機宜に處するの道なくして可ならんや盡して以て地方宗教徒報恩の誠意を表するは實に此時にあるを知れり折柄東島保護院は深く時況に鑑み新業の將來を察し諸士の提携を請て之れが擴張發展に力めんと期し其計畫に執筆せり希くは我第十二管區内寺院住職各位深く前旨を諒し殊に左の要項を了知せられ協同一致奮勵一番せられんことを

救護事業

一、各寺院住職は其檀信徒中のもの又は當該官廳若しくは廣島保護院より特に托する所の出獄人を保護善導し處世の道をせしめ累犯せざるの境遇に立たしめんことに盡されたし

一、檀信徒中に入監受刑者を生じたる場合は速に其家庭を訪問し在監本人に對する感情の如何を察し若し惡感疎外の情を抱持するが如きことあれば力めて之れが融和を圖り外司獄當局の行刑に盡さるゝと等しく内家庭の刷新に對し懇篤指導を與へて書信接見其他法規の許容する範圍内に於て在監本人に對し改後の動機を與へしめらるゝを要す

一、常に家庭の状態を查察し之れが改善を指導し殊に戸主其他生活上極要の位置にあるもの入監の結果其生活に陥るもの如きは適當なる救済の道を講じ以て外は在監本人に對し謹慎改後を促し内は豫め出獄後に於ける負擔の軽減を圖り置き出獄の曉に於ける立脚點を容易ならしむるを要す

一、保護上の準備及其實行の方法に付ては監獄又は廣島保護院より交渉する所あるべしと雖も由來修身の前提として必ず一定の業務に就かむるにあり故に出獄期判明の上は豫め適切な業務を選擇し置かむるを要す

一、由來出獄人は世の忌憚する所殊に社會の進歩は益々人格を重んずるに至り愈々刑餘失信者を容るの餘地なからんと然れども一面改後したる彼等を誘致し之れを社會良民の伍中に復せしむるは蓋し勸善の道に契合し社會道徳の品位を崇高ならしむるの所以たるを信せり故に刑餘の失信者を容れざると同時に其改後者之れを善導保護して其改後の状態を保護せしむるを要す之れ

出獄人保護規程左の通相定む
明治四十四年六月十五日

警察官署
町 村 役 場
英 城 縣 知 事 坂 仲 輔

出獄人保護規程
第一條 警察官署は出獄人にして監獄法施行規則第六十九條に依り典獄より保護に關する通報を受けたるとき又は保護の必要ありと認めたるときは出獄人保護名簿(第一様式)に登記し其の體本を添へ本人居住地の市町村長に通報すへし

市町村長は前項の通報に依り出獄人保護名簿様式前項に同じを調製すへし

第二條 市町村長及警察官署は常に出獄人の行狀、生活状態に注意して保護誘導に努むると同時に一般人民を戒飭して妄りに之を厭忌するか如きことならしむへし

第三條 出獄人にして自ら適當なる業務を得ること能はざるときは市町村長及警察官署は出獄人の性質技能資産等を參酌して其就業授産に關し相當の手段を講ずへし

第四條 市町村長は警察官署と協議の上宗教家若しくは出獄人保護に關し相當の経験技能ある者其の他適當なる者に出獄人の保護教導を囑託することを得

前項の場合にありては保護者より少くも毎月一回保護の状況を

市町村長及警察官署に通報せしむべし

第五條 市町村長は監獄より出獄人に對する所持金品の送致を受

入道の要義たるのみならず止惡作善の要道として宗教的光輝の發揚に資せられたし

一、各寺院住職は書信を以て常に在監本人に訓諭を與へ尙機會を以て便宜接見をなし本人に對し謹慎改後の策勵を加へて精神上の慰藉を與へらるゝを要す

一、要するに出獄人の保護は本人が社會の生活に加入する困難を除くにあり故に被害者等近隣にある時は之れ等の關係は最も本人の處世上の保安に關するものと知らるる豫め彼此間の融和を圖り尙共犯者あるものは之れ等の關係を深く注意せられ本人の立脚地をして安全なる位置に置かむるを要す殊に平生に於て一般の保護思想を鼓吹し同情心の喚起に力められ彼等を容るゝの素地を作り置かれんことを望む

一、出獄人に對しては本人の狀況に注意し適宜の訓諭を加へられ常に穩健なる思想の修養と堅實なる活路に立たしめらるゝを要す

○茨城縣の保護規程

茨城縣にては前に水戸監獄典獄たりし石井光美氏縣當局者と交渉し出獄人保護規程を發布する端緒を開き立石典獄赴任後屢々當局者に迫りたる結果機運熟して先程左の規程を發布するに至り同時に知事は其趣意を訓令し告諭を發したり

茨城縣訓令甲第二十七號 郡 市 役 所

たるとき又は勞役賃金の殘餘ある時は之を郵便貯金と爲さしめ其通帳を保管し保護を解きたるときは之を本人に交付すへし

前項貯金は事情已を得ざる場合の外之が拂戻をなさしむ可らず

市町村長は毎年十二月末日現在に依り翌年一月十五日限り出獄人の貯金額(第二様式)を警察官署に通報すへし

警察官署は所轄市町村長の通報を取纏め貯金額表(様式前項に全じ)を調製し一月末日限り知事に報告すると同時に保護に關係を有する典獄に通報すへし

第六條 市町村長は毎月一月出獄人保護に關する成績表を調製し(第三様式)其の月の十五日限り警察官署に通報すへし

警察官署は所轄市町村長の通報を取纏め成績表(様式前項に全じ)を調製し一月末日限り知事に報告すると同時に保護に關係を有する典獄に通報すへし

出獄人の行動に關し善惡共に顯著なる事實あるときは其の都度市町村長又は警察官署は相互通報し尙警察官署は知事に報告すると同時に保護に關係を有する典獄に通報すへし

第七條 市町村長は出獄人にして縣内他市町村に移轉したるときは警察官署に通報すると同時に保護名簿及貯金あるものは本人に説示の上其の預金帳を添へ行先地他市町村長に通報すへし

前項の場合によりては警察官署は保護名簿を添へ行先地警察官署に通報すへし

第八條 郡長は出獄人の保護に關し町村長に對し指導監督を爲す

第九條 出獄人に對し保護監督を繼續するの必要なしと認めたる

ときは市町村長は警察官署と協議の上之を解除し保護に關係を有する典獄に通報すへし

第一號様式

Table with columns: 出獄人保護名簿, 身分職業氏名年齢, 本籍及現住所, 前科刑名, 出獄年月日, 犯罪概要, 性質嗜好特技, 在監中ノ行狀及業務, 宗教及教育程度, 父母兄弟姉妹其他家族間ノ關係, 出獄當時ノ携有金及保護開始時携有金, 保護ノ始期, 保護ノ終期.

備考として記載すへし

第三號様式

明治 年出獄人保護成績表 (市町村長(警察官署長)名)

Table with columns: 種別 (市町村別), 性別 (男, 女), 入管 (出外, 管内, 入外, 管内), 出管 (出外, 管内, 入外, 管内), 引改 (引改, 非改), 現狀 (在者, 不在者), 計 (男, 女).

備考

- 一、居所、職業の周旋を爲したる者
二、居所、職業を自ら選擇したる者
三、配偶者、居所ある者
四、右の外注意事項は備考として附記すへし

其他参考事項
保護監督事項

第二號様式

明治 年被保護者貯金表 (市町村長(警察官署長)名)

Table with columns: 前年度, 本年度, 於本年度, 於本年度, 高ケル貯金, 高ケル抽出, 高現, 在高, 被保護者氏名, 計.

備考

- 一 監獄より送致金額親族放棄或は慈善團體等より供給に係る金額は區別備考として記載すべし
二 本年度中に於ける貯金額及抽出額に付ても其状態を

趣意

既往に於ける出獄人の境遇を觀察するに郷人尙之を罪惡人視し厭忌排斥するは蓋し一般の通慣にして従つて出獄人は舊知郷人に疎外せられ倍々社會の指彈を受け不幸無告の窮境に陥り遂に獄友相親み再び罪惡を犯して幾再犯を重ね終生世に立つ能はざるに至るもの鮮なからず豈浩歎の至りならずや故に苟も任に行政の職に在るものは深く思ひを並に致し出獄人に對し専ら就業の途を奨勵すると全時に一面之を監視して懇諭訓誡を加へ彼等をして改過遷善の域に誘ひ善く世上罪惡の發生を防禦すると共に郷閭の名譽を維持し地方の矯風改俗の實を擧ぐることに努めざるべからず之れ今回出獄人保護規程を制定したる所以にして之が施行に付ては宜しく如上の趣旨を諒し切實に其効果を收めんことを期すへし

告諭

人の罪を犯すは則ち心の病める結果に外ならず心に健全なれば其心の光輝盛にして罪を犯すの惡念出てさるべきも若し心に病める處あれば惡念自ら心中に發し其心の光輝消滅して爰に初めて世に怖しき行を爲すものなり去れば犯罪人は治療を要するは一種可憐の病人にして古より其罪は情むへく其人は憫むへしと云ふは眞に理あるの至言なり
監獄は是等犯罪人を收容し種々の手段に由り病める心の患者を治療し改過遷善せしむる處なり其刑期滿つるの頃は概れ快方に起き善良の民となり放免せらるゝものなれども是等多數の内には未だ全治に至らざる所謂快復期中の者もあり心の病を根治し遷善せしむに最も注意を要する緊要の時に屬す恰も入院患者の漸く退院し

て之より家人の手にて豫後の補養を要する時期なりとす然るに彼等の多くは出獄して歸郷するや此等の補養を要する時期なるにも拘はらず何等保護善導を受けざるのみならず却て刑餘の廢人として取扱はれ頼るべき親戚故舊よりも排斥を受け交るに友なく業を得るに途なき悲境に沈み遂に自暴自棄に陥りて爰に快復期なりし心の病も再發し重ねて罪惡の邪念に誘はるゝに至る加之一旦改過遷善したる者迄も四圍の保護の至らざるより再び罪惡を犯し累犯者たるに陥らしむるものなれば其境遇や眞に憫むべきの極なり是に於て此等出獄人の頼る邊なき者に保護指導を與へ其良心の光を保たしめ正業に就かしむるの方法を執るは罪を犯したる心の患者に對し適當なる豫後の治療を施すものにして且つ同時に國家が累犯者を減少せしむる最良の豫防策なるを以て行政の職にある者は勿論一般民衆に於ても克く此旨趣を諒し不幸憫むべき出獄人を愛撫善導し正業に就くの途を與ふる等諸般の便を計り猥りに彼等を擯斥するが如きことなきを要す

英國監獄參事會の内務大臣に對して爲したる報告書(續)

大澤豐次郎

第三 初犯者の分隔

一。禁錮監。
初犯者を常習犯罪者より完全に分類せるは、一千八百九十七八年禁錮監に於て初犯級制度の制定に始まり、爾來間斷なく之が實行に努めたり。此制度實施以來十三年間に於て、初犯級に收容せられたるものは、男七萬二千六百二十七人、女一萬二千九百五十八人にして、内男六千七百二十一人(九〇%)、女一千八百六十四人(十四%)は再犯受刑するに至れり。

二。懲役監。

懲役監に於て初犯級を設定したるは、一千八百七十九年に於て、爾來本年三月三十一日に至る迄に

(備考) 長期級に處せられたる者男三十二人女一人計三十三人なり

第四。懲罰。

禁錮監に於て犯則を爲し、由て懲罰に處せられたる受刑者の割合を示せば下表の如し。

年	別	受罰人員	受罰者—割合
一九〇〇—一		一六、一九五	七、七
一九〇一—二		一七、七〇四	七、六
一九〇二—三		一六、六四六	六、八
一九〇三—四		二一、二五二	八、一
一九〇四—五		二七、九五四	一〇、三
一九〇五—六		二四、三五七	八、九
一九〇六—七		一九、〇八八	七、六
一九〇七—八		二〇、一一二	八、一
一九〇八—九		二一、四七八	八、三
一九〇九—一〇		一九、一五五	七、六

一千九百九年四月一日乃至一千九百十年三月三十一日の間に於て懲役監に收容せる懲役囚の分類

男女別	初犯級	中間級	累犯級	幼年犯罪者	合計
男	八二	二〇五	九二〇	九	一、三三二
女	七	六	四三	一	五六
計	八九	二一二	九六三	九	一、三三二

免除の下に釋放を受けたるものは、本年度に於ては男二萬六千三百二人。女四千二百六十八人にして、之を前年度に比すれば、男因に於て一千九百人を増し、女因に於て五百五十二人を減せり

第六 醫事統計

禁錮監に於ける病死者比率は、新入監者一千人に付〇人三八にして、之か前二十五年間の平均は一千人に付〇人五三なり。懲役監に於ける病死者比率は、其の一日平均在監人員一千人に付六人六に當り、之を前年度の五人九に比すれば〇人七を増加せり。

入監後精神病者たることを發見し、之が確認を得たるものは、禁錮監に於ては一百十八人にして(前年度一百三十五人)、懲役監に於ては三十六人(前年度二十三人)なり。禁錮監に於ける、入監後の精神病者一百十八人の内、收容當時より其の徴候を示したる者は八十五人にして、收容後一ヶ月以内其の徴候を示したる者は其數十四人なり。其の多數は低能者乃至精神變調者に非んば則ち嘗て精神病に罹りたることありしものに屬す。以下其

合計	癡狂天後		
	生來白癡	麻痺性	癲癇性
四六	三	四	五
七三	一	二	一
六二	一	二	一
四九	一	二	一
三三	一	二	一
九七	一	二	一
三八	一	二	一
一七	一	二	一
三三	一	二	一

附表

前年中入監後精神病者たる徴候を示したるもの(男四十九名女十三名)に付其の發病期間に依りて細別を爲したるものなり。

躁狂	精神病名	入監後					
		一週以内	二週以内	三週以内	四週以内	五週以内	六週以上
一時性	急性譫妄性	一	二	一	一	一	一
慢性	回歸性	一	一	一	一	一	一
譫妄性	回歸性	一	一	一	一	一	一

の詳細を表出すべし。(譯註。別表中前年度の分は前年度報告中より譯述轉載して比較の便を計れり但し病名に付きては多少の變更ありたるを以て暫く其の變更の儘譯述せり。且つ計上すへき數皆無なる病名等は表中より之を省略するの己むを得ざるを遺憾とす。)

甲禁錮監

第一表。精神病者發病關係調。

其の一。前年度の分。

躁狂	精神病名	入監時より入監後其の徴候を示せる者					
		一時性	慢性	回歸性	譫妄性	老衰性	機能障礙
一時性	急性譫妄性	一	二	一	一	一	一
慢性	回歸性	一	一	一	一	一	一
譫妄性	回歸性	一	一	一	一	一	一

合計	癡狂天後			躁狂
	生來白癡	麻痺性	癲癇性	
八	三	四	五	一
二	一	二	一	一
五	一	二	一	一
二六	一	二	一	一
三三	一	二	一	一
二二	一	二	一	一
四	一	二	一	一

其の二。本年度の分

躁狂	精神病名	入監時より入監後其の徴候を示せる者					
		一時性	慢性	回歸性	譫妄性	老衰性	機能障礙
一時性	急性譫妄性	一	二	一	一	一	一
慢性	回歸性	一	一	一	一	一	一
譫妄性	回歸性	一	一	一	一	一	一

合	癡狂			鬱狂		
	妄想性	癡癩性	癡癩性	回歸性	慢性	早發性
計	否定型性	肯定型性	肯定型性			
八	三	一				
一	一					
二	二	一	一			
一						
三	二	一	一			

備考

本年度に於ては別に女囚一名あり、其の病名は慢性躁狂にして罪質は財産に對する非暴力的犯罪なり

醫學上の理由(妊娠を除く)に依り出監せしめたるものは、禁錮監に於ては三十六名、懲役監に於ては三名なり。本年度の自殺者は、禁錮監に於て五名を算し、懲役監に於ては自殺者皆無なり。前報告中一言せる、在監者に關する人類學上の研究は目下製表中に屬し、其の結果を發表するの期

を問はず此の如き結果を擧げ得たるに關しては、頗る賞賛に値するものなりと思考す。一方に於ては受刑者の體力羸弱にして作業上の熟練を缺き、他方に於ては作業機械と其の素品との缺乏あり監獄作業の經營は甚だ難事なりと謂ふべし。加之一千八百七十八年地方官憲より引繼を受けたる舊監獄は、全刑期を通し獨居拘禁主義を貫かんとする唯一の目的に由りて建築されたものにして、之を雜居作業に利用せんには、卓絶せる考慮と場所の經濟的利用とに俟たざるべからざるものあり英國監獄の建築と監獄行刑現時の方針と相一致せざるものある點に關して眞木事務官の海外視察談に詳なり本年度間極めて意を注ぎたるは、女囚作業に關する撰擇賦課の改善如何に在り。其の結果として既定の方針を多少變更し、女囚は行刑第一期より獨居作業に就かしめず、其の經歷心性如何を斟酌し最も有益なる又最も生産的なる作業を撰び雜居就役せしむるに至れり。短期女囚にして、技工を要する産業に就くに相當なる期間を有せざるものに對しては、成るべく監獄に於ける家政的役務、掃酒等の事に従はしむ。監察女官「ドクトル、メリ

遠からざるべきを信す。結核病者又は其の傾あるものを拘禁する、特殊監房の設備に關しては、着々其の歩を進め、位置眺望に好く監房窓大にして換氣十分なる監房を撰びて彼等を拘禁することとせり。衛生に關しては仔細の注意を拂ひ、近世に於ける衛生設備の多數は幾多の監獄に對して之が供給を爲したり英國に於ける監獄は醫學の一家より、全國中最良の醫院なりとして、近時稱贊を博したるものとす。總監獄の吏僚は、又其の醫務に關すると建築事務に關するを問はず、寔に全力を盡し、以て此の贊辭に背かざらんことを期せり。

第七。監獄作業。

經理課長の報告は特に感興を喚起するに足るべし之に依れば作業事務に關する活動と、各方面の政府當局殊に逓信省、海軍省、陸軍省、勞動院の其助に依り、一作業の工賃額、二不成業人工の減少(三墳塚採取其他の低賃工業に於ける平均人工等に關して、前「レコード」を打破するを得たり。作業に關する吏員の全體は、其の監督者と授業者と

第八。建築事業

一、ゴルドン」女史は此點に付き非常に有益なる補助を與へ、新方針の効果極めて良好なるべき事の報告を提出したり。技師の報告に於ては、建築に關し、在監者の勞力特に「ボルスタル」特設場に於ける幼年者の勞力を、廣く利用せることを明示せり。「ボルスタル」監獄の第二翼は全然在場幼年者の勞力に依りて建設されたるものにして、爲めに著しく國庫經費の節約を來し、巧みに原料を利用するの効果如何に著しきものある乎を顯證したり。「ウアームウッド スクラップス」及「ウインチスター」の兩監獄に於ては、同一方法の下に、重要な新工事の竣工を見たり「チャムプヒル」に於ける新營工事に關しては、今八十名の受刑者を使役しつゝあり。報告中満足に思料する他の一は、各監獄に於ける燈火の一大革新に關す。舊式監房に通行なる、輕暗有害の無蓋瓦斯燈を廢して、之に代ふるに白熱瓦斯を以てしたる以來、低廉の費を以て多大の燈

明を得、效果見るべきものあり。監房窓を透明硝子とし、且平滑硝子を用ゆるの方針を採り、着々之が實行を期せり。

第九 監獄圖書

各時代に於ける、在監人閱讀書籍の性質如何に關して、屢々疑問生じたるを以て、内務大臣は省務委員を置き、「帝國の監獄、及帝國の「ボルスタル場」に於ける、囚人に對し、行刑的處遇及改善の旨趣に反せず、且階級制度に妨なき範圍内に於て、書籍の閱讀の許否を決する標準如何」を討究せしむることに決せり。委員は監獄參事會員イムエル、ウエラー氏、ラレー教授、オーレーブル、エー、エル、スタンレー氏、教誨事務巡閱官レヴレンドシヒ、ビー、シムンソン氏監獄參事會書記ページル、トムスン氏、「ホーローウエー」監獄訪問貴婦人オリヴ、ボワレル女史より成り、目下繼續して其の研究を爲しつゝあり。

第十 監獄生活及行政

「監獄生活及行政」と題して「タイムス」紙上に連載せられたる、趣味と實益とに富む論説は、頗る刑事制度の改良を來さざるを得ず。監獄改良を以て、國法を侵害したるものを拘禁する施設其ものみの改良を意味するものとなさば、之を以て上述の結果を得んとするは難しと謂はざるべからず。

第十一 國立酒癮矯正場

巡閱官「ドクトル、ブランドスウエート」氏の報告に依れば、「エールスベリ」及「ウアーウイック」に於ける酒癮矯正場は、兇暴、抗命を常とする者を收容し認可私立矯正場をして、從順なるもののみを收容することを得せしめ、此分離拘禁に依り、後者をして適實に矯正を加へしむることを得せしめ、以て着々其の重要な目的を遂行しつゝありと云ふ。彼等をして紀律に報せしめんとせば、之に懲罰を加ふるよりは、寧ろ術數的處遇に依るを要するものにして、事甚だ容易に非ず。然るに巡閱官は、此等設備に於ける吏僚か、克く謀り克く忍び、以て其の職に盡しつゝある事を詳言せり。

近時省務委員より報告を提出せしありと雖も、之に付ては別段の行動に出でず。其提出ありたる方

る世の注意を惹けり。「タイムス」社は特別委員を設け英國に於ける監獄生活及監獄行政實況如何を精査せんことを企て、之が便宜を與へられん事を申請せるを以て、内務大臣は喜んで之に承諾を與へたり。此論説は我國行刑の施設に對する、鋭敏なる視察の結果たる事を表し。又嚴正無私の研究に係ることを表し、英國監獄制度の去今來に通して、有益なる沿革的説明を與へたるものと謂ふべし。監獄制度は、裁判所の運用する刑罰制度に從屬し、監獄官僚の職權は裁判所が下したる判決の執行以上に及ぶ能はざるものにして、從て刑事制度改善の基礎は、刑罰法規の運用たる裁判所と、其執行機關たる監獄との間、兩々意思疏通を謀り、和衷協同其職分を盡すに在ること勿論なりと雖も、此點は動もすれば看過せられんとする傾向あり。然るに「タイムス」の論説が特に重きを此點に置けるは卓見と謂ふべし。所謂監獄改良は、裁判所の訴訟手續の改正を意味すること、猶ほ監獄行政を支配する法規の改正を意味するか如し。裁判官及び行刑官が、和衷協同するに於ては、自

針に基き、如何に制度の改正を爲すべきやは、尙未定にして爲めに本年度に於て、認可私立酒癮矯正場に入場せしめたるもの、比較的少數なり。

第十二 職員

吾人は、監獄參事會員として令名ある、「ドクトル、ドンキン」氏の辭職を惜しむと雖も、監獄醫務行政に關する、同氏の大きな智識と深き經驗とは、依然として監獄參事會を益し得るの協約成立し、氏は將來五年間、醫務顧問として參事會に出席し決議に參與すべく、斯の斯くにして醫務行政上別段の支障を來さざるを得たるは、吾人の甚だ喜ぶ所なり。而して氏の後任としては「イム、イル、ヲラー」氏を擧げたり。

監獄巡閱官「ダーネル」少佐は、年齢滿限して其職を退きたり。吾人は又之を遺憾とす、氏は一千八百八十五年以來監獄事務に従事し、「ライセスター」「チェルムスフォート」の監獄に典獄たり。監獄掌理に關する經驗は甚だ深く、且つ氏は常に親切と同情とを以て職に當りたるものにして、氏の退職と共に此二者を併せ喪ふは、寔に監獄界の恨事と

謂ふべし。氏の後任としては「ポートランド」監獄の典獄「ミツチエル、インス」氏を擧げたり職員全般に亘る重要な改更は、(一)従前に於ける看守及看守補の制度を改め、禁錮監に於ける看守を分つて二級となすの制度を採り、看守として就職八年に滿つるものは、當然第一級に進むことを得せしめ、舊來に於けるが如く、進級の日時を時機偶然の事故に罹らしむるに莫らしめたり。吾人は此改正が看守をして一心職に就かしめ、且其の職を樂ましむるの効果あるを信ず、(二)一千八百八十一年に於ける參事會の報告書以來、常任舊教々誨師の給料は特に定められたる標準に依りたるものなりと雖も、之を改めて新教々誨師の給料と、同等の標準となし、其の職務の同様なる場合には常に同一の待遇を與ふることせり。此の變更は舊教々會當局と協議の上決定したるものにして、舊教受刑者の休戚に涉り、凡ての事項に付きては、吾人は常に舊教々會の丁寧懇切なる協力に俟つこと甚だ多し。五年毎に開催さるべき、萬國監獄會議は、本年「ウオシントン」府に開かるべく、參事

會長は英國政府を代表して會議に參列すべく、蘇愛、各又其の監獄部の長官たる Master of Fulwar 「マスター、オブ、ボルフォース」及ジェ、エス、ギボンス氏を以て各部の代表者とせり。英國監獄參事會技師ロージヤース少佐亦米國に於ける監獄建築の方針を研究する特種使命を帯び、政府委員として派遣せらるべし。

一千九百十年七月

内務省監獄參事會

會長

- イー、ラグルス、ブライズ。
- イ、ジェ、ドライハースト。
- シヒ、アートレー、ウイモット。
- イム、イル、ラーラー。

内務大臣閣下。

(完)

雜 錄

○長野監獄の舊式手錠改造

巢鴨監獄に於て製作せる山内氏發明に係る新案手錠は其構造精巧にして堅牢なるも隨て値も廉ならず特種の場合には極めて必要なるも一般の使用には取扱上稍不便なる感あり今回長野監獄に於ては從來使用の手錠數十個あるを以て之を改造し一には費用を節し一には實用上比較的完全の成績を得んと欲し典獄指導の下に同監獄技手が數回の實地試驗を経て改造せるものは從來の手錠に比し一新機軸を出したるものにして構造堅牢總ての要部比較的に完備し一旦下鍵したる後は之を敲き若くは外部より針其他の物を挿入し如何に之を開かんとするも決して開くこと能はず舊式の手錠を改造すること亦容易にして價も廉なり其使用の簡便なるに至ては眞に實用的なるを信す左に圖式并に説明を付し參考に供す

○土砂崩れ囚徒死す

甲府監獄にては本月十日午前六時過ぐる頃より囚徒冊名を督し舞鶴城石探場に於て採石せしめたるが其囚徒中の藤卷定次郎及青木八太郎の二名は土砂崩壊岩石墜落の爲め果敢なき最期を遂げたる由にて同監獄より其筋へ報告したる要領左の如し」
午前八時頃採石の爲め現場東南隅の丘部に當る低地より約六七尺の所に受刑者藤卷定次郎松島秋太郎の二名同所より四五尺上段に於て受刑者青木八太郎石探の爲め腰間に用心繩を付し就業中の處連日霖雨の爲め地盤石隙弛み居りて青木八太郎就業の位地岩石の間に龜裂を生じたる旨戒護看守に告知したるを以て丘部の下に就役しつゝある囚徒を立去らしむるや否や青木八太郎の就役せし背面に當る五六尺上段より該丘部全體に轟然崩壊し砂煙を立て二丈餘の低地に岩石土塊と共に墜落したるより青木八太郎藤卷定次郎松島秋太郎の三名は低地に飛び下りたる刹那不幸にも長七尺高三尺位の大石横りたる内面に

飛下りたること、秋太郎は巧みに大石を乗越へ避難することを得たるも八太郎定次郎の二名は飛下りたる際倒れ直に起上らんする瞬間に崩

手錠(圖)の説明

鍵ヲ真直ニ差込ミタル形
此ニ於テ鍵ハ點線ニ導カレ尙一回々轉シ始メテ内部ヘ達ス
是レハ鍵ノ二重回轉スル爲メ勝手附シタルモノナリ
閉閉ノ場合他ノ一端ノ入ル孔
内部ヘ機械ヲ取附ケ後テ蓋ヲ取附ケタルモノ
「パネ」
「パネ」拒ミ板
鍵ガ内部ヘ達シテ「パネ」ヲ動かサントスル形
閉テタル形ニシテ「パネ」ガ下リテ之ニ附着セル眞棒ガ穿入セル彎形
閉テタル形ニシテ「パネ」ガ下リテ之ニ附着セル眞棒ガ穿入セル彎形
是レハ鐵角形ノモノヲ取附ケアルモノニシテ差込ミ及ビ閉ツル時
動キ躍ラヌ爲メノ豫防ナリ
「リ」ノ説明ニ於テ貫通シタル形ヲ尙ホ明ニセルモノナリ
是レハ錠前全體ノ毀損ノ防ケ爲メ内部ニ於テ拒ミタル柱ナリ
蓋ヲ取附ケル場合ニ於テ釘ニテカラクル釘穴ヲ穿チタルモノ
蓋ニ取附ケタルモノニシテ上部ヨリ鍵ヲ差込ミ眞棒ヲ植込ミタル
モノノ口蓋ガ蓋ヨリ内部ヘ貫キ夫レヨリ下テ二連シ機械ヲ動かサント
スル初點
閉閉ノ場合差入口ノ穴ヲ穿チタルモノ
蓋ヲ取附ケル場合カラクル爲メ釘穴ヲ穿チタルモノ
數個ノ孔ヲ穿チタルハ被指者ノ腕ノ大小ニ依リ伸縮自在ナラシム
ル爲メナリ

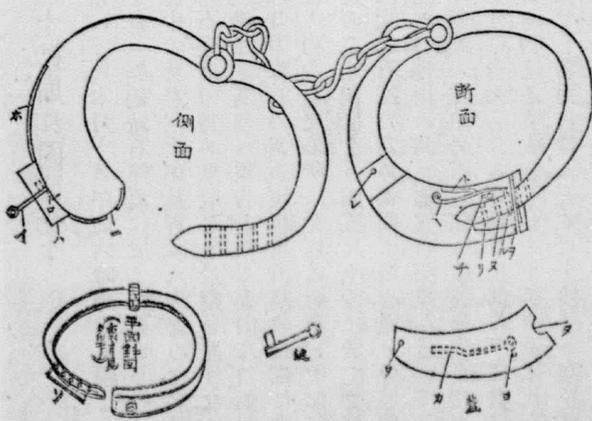
○監内にて嬰兒殺

長崎監獄島原分監に拘禁中の賊物收受犯懲役五月
囚小田政野(二十四歳)は去四月二十日乳兒を携へ
入監したるものなるが此程監房寢床に於て横臥し
たる儘抱き居りし嬰兒の咽喉を壓し窒息死に至ら
しめ起床後は嬰兒は熟睡せる體に装置きたりしが
女監取締は本囚の憂愁せる狀に不審の念を起し取
糺したるに本人は包むに由なく其事實を自白した
りと殺害の原因は内縁の夫は窃盜罪にて福岡監獄
に在監中にて他の二兒は兩親の下に養育せられつ
つあり現に携帶中なりし嬰兒も出監後亦兩親に迷
惑をかくるに至るべきを苦慮したるものなりと尙
嬰兒殺事件に付ては典獄より訴追の手續に及びた
るが本月十日豫審終結し公判に付せられたり

○白蟻に就て (其三)

理學士 大島正滿
此度は煉瓦の根積を行ひまして地平面に到達すると一旦煉瓦
積みノ工事を中止し此處に「コンクリート」の一枚の平面を築造
致します、此「コンクリート」が全く乾いて固つた上で更に掘其

壊し來れる岩石土塊に壓迫せられ遂に死亡する
に至れり云々



他の煉瓦を積んで行くのでありますが、斯くの如くして家屋と
地面の間に「コンクリート」の約五寸ばかりの厚い層を入れ以て
白蟻が絶対に侵出しないう様にしたのでありますが此方法は大に効
果を奏して居るやうであります、斯う云ふ風に煉瓦造の家屋でも木
造家屋でも下部には必ず「コンクリート」の平面を入れることに
して居りますが、此方法は所行する場合に種々なる困難に逢着す
るので決して完全なる方法とは断言する事が出来ないのでありま
す、併し内地に於ては斯る建築法はないやうでありますから此處
に臺灣に於ける木造家屋の模範圖を持つて來まして皆さんの御參
考に供すること、致しました。(編者自ず以上説明あるを以て家
屋の模範圖は省く)

其次に我々が考ればならぬ事は斯の如くして地中より侵出する
道を杜絶しても白蟻は一定の時期になると羽が生へて飛んで來て
先程も御話した通り直接に木材に侵入する爲めに家屋の上部に使
つた家根などに直ちに侵入して其處から段々下へ喰下がる場合も
深山ある事でございます、故に絶縁法と同時に木材に對しても何
か防蟻装置を施さなければならぬのであります、之には藥劑を
用ひて木材に蟻に喰はれない性質を與へることか最も必要かと考
へます、此爲めに少しく藥劑の研究を試みて見ましたが、防蟻劑
又は防蟻劑と申しますものも建築材に使用するが爲めには色々の
條件を付せなければならぬ事となり、先づ第一に色が綺麗な
でなければならぬ、其次に不快なる臭氣を發するものであつては
ならない、又引火點の極く高いものでなければならぬ、其次に入
間に有毒のものであつてはならぬ、又水に溶けてはならぬと云つ

た様な調子に種々むづかしい條件を付けたりますので在來行はれて居つた防塵劑又は外國に於ける防塵劑の如きは今日臺灣に於ても亦内地の建築物に於ても採用することが出来なないものが多い様に考へます、無色透明であつて同時に無臭無毒の劑と云ふことに付いては吾々は日夜考へて居る所でありましたが、近頃少くも有効な劑を拵へましたので此御話をしてみたいと思ひます。

先づ防塵劑の第一の條件は水に溶けないものでなければならぬと云ふ事を基礎と致しますと吾人は是非とも其原料として油を使用しなければならぬのであります、其油の中には四つの種類があります、即ち「コールドター」から採る油と動物油と植物油と蠟油とであります、「コールドター」から採る油は非常に色が不潔でありますから建築用防塵劑としては不適當と考へます、其次に植物油には無色透明のものがあり、なか／＼有効なものがございますが、其産額が少い爲に大規模に使ふことが出来なない缺點があります、又動物油即ち鯨の油とか鯨の油は色澤が悪いのみならず不快な臭氣を發散致しますが其も採用することが出来なない、さうしますと詰る所蠟油に其の原料を求めなければならぬ事となります右の如き見地に基きまして昨年來越後地方其他から各種の蠟油を取寄せ分析試験を施すと全時に蠟に對しても色々の試験をやつてみましたが其中に蠟に對して有効なる成分を含有して居る特殊の油がある事を見出しました、元來白蠟が石油に對して何等の抵抗力を有つて居らなないと云ふことは臺灣在住者が永い經驗の結果發見したる事實でありまして現今各埠に於て白蠟を見出しますると必ず石油を使ひまして之を驅除して居ると云ふ状態であり

ます、一寸石油の説明を致しますが石油原油を蒸溜致しますと種々雑多なものが採れます、先づ之を大別すれば攝氏の零度から百五十度の間に出来るものは揮發油と稱へ攝氏百五十度乃至三百度まで出るものは燈油として使ひます、揮發油は非常に易ひものであると同時に引火し易いものでありますから、是は色が綺麗であつても使ふことが出来なない次に燈油も亦引火し易い性質がありますから總令白蠟に對して有効であつても家屋に使ふことが出来なない、さうすると我々は是非共攝氏三百度以上で溜出すものを用ひなければならぬこととなりませんが斯る重油分になると非常に色が汚くして「コールドター」から採る油と殆ど同様な缺點を生じて來ます斯く説しつめて參りますと結核蠟油にも適當な成分がない事となりますが幸にして私は重油と燈油の中間に出ます俗に輕油と申しますものの中に非常に有効な成分がある、と見出したのであります、等しく石油と申しましても産地によりまして化學的性質が違ふために白蠟に對する力にも種々な差違を生じて參ります、私は先づ各種の石油の見本を取つて其殺菌力を試験して見ましたが、其中で燈油として最も優等なもの、即ち外國産の「ウエストミンスター」又は「コメツ」などは最も成敵が悪いのでございまして燈油として最も劣等な種類に屬するもの、俗に洗器油と稱する油は成敵が長いことが分つたのであります、之を分析した結果に依りますと攝氏百五十度乃至二百七十五度の間に出る所の油分を溜出含有して居るもの即ち品質の最も上等な石油は白蠟に對して効能がない、其代り攝氏二百七十五度以上で溜出する部分は非常に殺菌力がある事がわかりました、扱て

攝氏二百七十五度乃至三百廿五度の間に溜出する油は燈油とも重油ともつかない性質を有して居るものであつて色は無色透明に近いものが多いのであります、之を俗に輕油と稱へて居るのであります、次に越後の日本石油會社の製品及び程ヶ谷の寶田會社の製品等に就て殺菌力を試験しました、是は小さな硝子製時計皿の中に輕油を充し之に白蠟を投入して斃死する時間を計り一定數に就て平均を取つたのでございまして日本石油の製品二十四度輕油と云ふのが飛び放れて成蹟が良い事を確むる事が出来ました是は平均しますと三十四秒位で蠟一疋を殺すことが出来るのであります、が輕油中で比較的成蹟のよい輕油は百七十九分を要します、二十四度輕油は三十四秒、即ち秒が單位でありましたから他の種類とは非常に相違がございまして、右の試験に用ひました二十四度輕油は越後の新津地方に産する原油から採つた油であります、して比重がポメタ甘四度であるために假りにかう云ふ名をつけたのであります、此新津地方の原油は他の地方に産する石油原油と異つて非常に劣等なる種類に屬し燈火用の油にする部分が少ない爲に多量産出するにも係はらず石油業者の方では餘りに役に立たないのであります、即ち商賣用としては殆ど價値の無いものであります、が不思議にも之から製造した二十四度輕油は白蠟に對して非常に成蹟が良いのであります、是は何の爲かと云ふと私の考ふる處によれば是は化學的に何か違ふ性質を含んで居るのではないかと思はれます、元來石油は水素と炭素と窒素と酸素の化合物でありまして、此ものほごの石油にも必ず含まれて居るものであります、産地によりては其中に硫黃分を含有して居るものがございます、

此硫黃と申しますものは石油業者に取つては非常に困るものでありまして蒸溜して居りますときに硫黃が出て來ると之を除く爲に非常な困難を感じます、所が越後各地方の純良なる原油には全く此硫黃ばかりありませんが、唯今の二十四度輕油の原料たる新津原油は其中に約〇、〇一〇〇の硫黃を含有して居ります、斯の如く硫黃の入つて居る點が他の原油と違ふ點であります、から製出したる輕油中に硫黃分を交へて居る事は勿論であります、私は二十四度輕油が特に白蠟に對して有効なのは必ず此硫黃が働いて爲めであらうと思ひます、硫黃がどのくらゐ効果があるかと云ふことは未だ充分なる試験して見ませぬが此二十四度輕油が白蠟に對して有効なることは硫黃の爲めであること云ふても差支ないと思ひますが、元來硫黃は非常に殺菌力に強いものであります、是は單に防塵劑として用ゐても非常に効果があります、現今の學說に依ると「クレオソート」油が防塵劑として非常に効果があるのは「クレオソート」油中に含有されて居る石炭酸「クレオソール」の如き類が木の中の細胞に作用しまして其中の蛋白質を凝固させると同時に油分に依つて水の浸入を防ぐと云ふ様なわけで其爲に防塵の効を發揮するものであると申して居ります、然し最近獨逸に於ける學者の研究の結果に依ると「クレオソート」油の効力のある部分は單に酸性の部分のみではなくて「アンストラモン」油と申します中性の酸が最も効果があると云ふことでもあります此論から行くに石油原油から採りましたところの重油類は中性の油であつて同じ化學的成分から成り立つて居るものでありますから「クレオソート」油同様の効果があるべき筈であるそ、

て或る學者が木材に石油の重油を注入して防腐力の試験をしまし
たが、單に重油ばかり使ふときには耐久力が非常に少く、「クレ
オソート」油と殆ど比較にならないでありすが、之に硫黄を含
有させて殺菌力を與へて使ふと「クレオソート」油と殆ど同様の
耐久力が出る事を確めました、二十四度輕油の中に硫黄が含有せ
られて居る事は木材防腐と云ふ點から考へても非常に面白いこと
でありすが此油は越後の新津地方で考へれば出ないものであり
ますから、是が白蟻に對して完全な薬であつたならば世界に對し
て大に誇るべき價值があるものと思ひます、現今世界中に
行はれて居る防蟻劑の種類は隨分澤山ありますが之等を綜合して
見ますると大略二つの種類に分つ事が出来、第一は木材に毒
性を與へまして蟻が木材を喰ふと其毒の爲に斃れる様な性質のも
の、第二は木材に白蟻が好まぬ不快な味を與へるものであります、
毒性を與へるものと申しますると熱帯各地に於きまして多く亞硫
酸を使ひます印度及び濠太利亞或は阿弗利加等に於て多く使用せ
らるるのは亞硫酸曹達でありすが之を使用した木材を白蟻が喰
ひますと亞硫酸の爲に中毒して死ぬ様にしてあるのであつて「ホ
ブナイト、アント、キユアー」と申して外國から輸入する防蟻劑の殆
ど凡ては此種類に屬して居ります、然るに此亞硫酸は極く少量を
用ひても僅に人間一人を斃すことが出来るものでありますから斯
る毒性を有する防蟻劑を使用することは頗る危険であると考へま
す、次に木材に不快な味を與へるものは何かと云ふとは石炭タ
ールから採つたところの「クレオソート」油類似のものでありま
す、斯る油は非常に味が悪いのと悪臭を放つために之を木材に使

用しますと蟻が木材に侵入しないやうになります臺灣に於ける鐵
道の枕木は全部「クレオソート」油を注入して使つて居りますが新
事「クレオソート」油を注入したものは未だ皆て白蟻の害を被つた
事がないのであります、併しながら之を建築物に用ひやうとする
と色が悪いのと臭が強いと點が最も甚しき缺點になりまして之を採
用する事が出来ないものであります、但し「クレオソート」油の中か
ら無色のものが出来たならば吾々には非常に仕合せする次第で
ありますから私は少し、此方面の研究を試みて見ました(未完)

○宮津分監に白蟻發生

京都監獄宮津分監にては白蟻發生し建物に侵蝕せ
りとのことにて技手の取調べたる所にては監房の
土臺柱等に侵蝕しつゝあるも屋根裏小屋梁等には
未だ被害なく全く初期に發見したるものなれば撲
滅驅除の見込なりと云ふ

○假出獄の殘刑期算入方に就て

假出獄中の者を罪を犯し拘留せられたる後其罪につ
き有罪の判決を受け確定したるに由り假出獄を取
消されたるとき假出獄として監外に在りたる日數
は刑期に算入せざるは勿論なるも未決拘留中の日
數は刑期に算入すべきや否やに付き福岡監獄典獄
より刑事局長へ問合せありたるが右假出獄を取消

されざる間は假令未決拘留中なりと雖も假出獄中
なるは云ふまでもなく他罪の爲めに入監したる未
決拘留日數及他罪の刑の執行期間は假出獄となり
たる刑の殘期の執行にあらざるを以て此等の日數
は殘刑期に算入すべきものにあらざるとの意味にて
回答せられたり

○富永典獄逝く

腎臟の爲め病褥に在りし静岡監獄典獄富永實文氏
は不幸去る六月一日溘焉逝去せられたり其病革ま



厚篤實加ふるに頗る事務の才に長す、明治十六年
九月齡甫めて十八雇員として沖繩縣に用ひられ尋

るや特旨を以て高等官
六等に叙せられ五級俸
を賜はる同氏は慶應二
年七月を以て沖繩藩に
生れ資性温

て沖繩縣屬に任せられ廿九年一月内務屬に三十三
年七月司法屬等に轉し四十三年三月擢てられて典
獄に任せられ叙高等官七等六級俸下賜静岡監獄詰
の命を拜し五月從七位に叙せらる一たび静岡に赴
任するや日夜奮勵銳意事務の改善を計りつゝあり
吾人亦た大に其の手腕に待つこと深かりしに不幸
二翌の犯す所となり終に起たす惜哉
本會は同氏の訃音に接するや會長名を以て直に同
監獄島村第一課長に對し左の弔詞電報を發せり
富永典獄の逝去痛悼に堪へず茲に弔詞を呈す遺
族へ御傳へを乞ふ

○入監後發見したる累犯者の
の賞與金計算方に就て

初犯者として入監したる後累犯者たることを發見
したるときは入監の日に溯及して作業賞與金の率
を更正せらるゝ向ありとの事なるが右は既往に溯
及して更正するにあらざして累犯として刑の加重
判決あり確定したる日より三ヶ月(計算せず)を經
過したる上更に賞與金の率を定め計算すべきもの
なりと云

叙任及辭令

二級俸下賜
 三級俸下賜
 五級俸下賜
 六級俸下賜
 六級俸下賜
 七級俸下賜
 七級俸下賜
 七級俸下賜
 七級俸下賜
 陸叙高等官六等
 陸叙高等官六等
 陸叙高等官六等
 一級俸下賜
 二級俸下賜
 三級俸下賜
 四級俸下賜
 四級俸下賜
 四級俸下賜

(大) 阪典獄 田中義達
 (名古屋) 典獄 莊田經繪
 (札幌) 典獄 關省策
 (岡山) 典獄 田村英吉
 (網走) 典獄 大野四郎五郎
 (松山) 典獄 大谷友次郎
 (盛岡) 典獄 高橋修二郎
 (膳所) 典獄 松隈房吉
 (松江) 典獄 屋山朝太郎
 (沖繩) 典獄 伊藤孝之
 (奈良) 典獄 安松虎雄
 (高知) 典獄 丹羽哲郎
 (福島) 典獄 伊藤俊光
 (神戸) 監獄醫 高貫篤一
 (大阪) 監獄醫 押田芳之助
 (大阪) 監獄師 高安博道
 (山形) 監獄醫 武田莊三郎
 (小菅) 監獄醫 淺田廣輔
 (安瀆津) 監獄醫 庄山嘉代吉
 (新潟) 監獄醫 池田茂吉

四級俸下賜
 四級俸下賜
 五級俸下賜
 五級俸下賜
 六級俸下賜
 七級俸下賜
 名古屋監獄詰ヲ命ス
 任看守長給十級俸
 幌監獄詰ヲ命ス
 四級俸下賜

(浦和) 監獄師 杉浦覺龍
 (東京) 監獄師 田中一雄
 (廣島) 監獄師 三上厚之
 (岐阜) 監獄師 藤居神通
 (新潟) 監獄師 神谷龍海
 (安瀆津) 監獄師 神志廣覺
 (岡山) 看守長 齋藤龜市
 (網走) 看守長 中福次
 (十勝) 監獄師 中澤亮雄
 (小菅) 看守長 木島正三
 (小菅) 看守長 十河政之
 (新潟) 看守長 鈴木重靜
 (岐阜) 看守長 愛甲長藏
 (岐阜) 看守長 谷田岩之助
 (金澤) 看守長 黒田源太郎
 (東京) 看守長 佐瀬庄太郎
 (千葉) 看守長 大原公平
 (京都) 看守長 洲澤豐郷
 (京都) 看守長 松野真太郎
 (福岡) 看守長 安東福男
 (高知) 看守長 塚谷慎次郎
 (秋田) 看守長 杉本雄太郎
 (秋田) 看守長 松瀬留吉

叙任及辭令

六級俸給與

(通)

(長崎) 看守長 蒲原儀一
 (網走) 看守長 氏家孝太郎
 (横濱) 看守長 河合哲
 (大分) 看守長 上田子之吉
 (廣島) 看守長 春村鎮平

月俸三十九圓給與
 (通各)
 月俸三十八圓給與

(各)

(通)

(山形) 看守長 酒井順長
 (盛岡) 看守長 田中齋郎
 (京都) 看守長 神吉資人
 (福岡) 看守長 柴田常次郎
 (高知) 看守長 永野省三
 (高知) 看守長 弘光忠誠
 (青森) 看守長 伊勢谷常三郎
 (山口) 看守長 郡司幸壽三
 (秋田) 看守長 渡部房吉
 (神戸) 看守長 田中參候
 (金澤) 看守長 鈴木正親
 (東京) 看守長 齋藤敬二
 (網走) 看守長 津田茂貴
 (福岡) 看守長 長山茂貴
 (廣島) 看守長 倉田每允
 (岐阜) 看守長 日高新
 (廣島) 看守長 兒玉鎮雄

月俸三十七圓給與
 (通各)
 月俸三十六圓給與

(各)

(通)

(名古屋) 看守長 宮地健次郎
 (岡山) 看守長 齋藤龜市
 (小菅) 看守長 君塚庄次郎
 (和歌山) 看守長 曾篠瀧藏
 (山口) 看守長 宮重彦助
 (名古屋) 看守長 土屋清夫
 (神戸) 看守長 小守光太
 (神戸) 看守長 横田作藏
 (高知) 看守長 中山正隆
 (和歌山) 看守長 淺間徳三郎
 (堀川) 看守長 小山貢
 (堀川) 看守長 石故靜治
 (横濱) 看守長 柴田吉藏
 (前橋) 看守長 徳江鶴太郎
 (盛岡) 看守長 佐藤彦治
 (福島) 看守長 河地幸作
 (熊本) 看守長 吉田省三
 (福岡) 看守長 藤井武利
 (東京) 看守長 齋藤慶三
 (網走) 看守長 駒澤利吉郎
 (網走) 看守長 田淵正輝

八級俸給與

(各)

(小) 菅 看守長 澤田利喜三
(小) 菅 技手 岸山甚太郎

月俸三十一圓給與

(通各)

(盛) 岡 看守長 大渡市太郎
(新) 潟 看守長 植木秀松
(小) 菅 看守長 小原綱五郎

(通)

月俸三十四圓給與

(各)

(前) 橋 看守長 酒井二郎
(前) 橋 看守長 藤井藤藏
(高) 知 看守長 竹中重壽
(山) 形 看守長 清野真一

(各)

(盛) 岡 看守長 岩館久榮
(盛) 岡 看守長 荒川金六
(前) 橋 看守長 石井俊三郎
(水) 戶 看守長 久野常松
(廣) 島 看守長 坪井熊太郎

月俸三十三圓給與

(通)

(新) 潟 看守長 吉田唯彌
(橋) 濱 看守長 戸田喜太郎
(膳) 所 看守長 山本信太郎
(福) 島 看守長 國清市太郎

(通)

(廣) 島 看守長 森龜吉
(堀) 川 看守長 津熊浩司
(高) 知 看守長 小松直清
(青) 森 看守長 西村重五郎
(長) 野 看守長 佐藤謙次郎
(青) 森 看守長 三浦米丸

(各)

九級俸給與

(通各)

(大) 阪 看守長 川瀬尙綱
(大) 阪 看守長 柳田英之輔

(各)

月俸三十二圓給與

(新) 潟 技手 竹田谷八
(前) 橋 看守長 福島磯太郎
(前) 橋 看守長 高田利八郎
(前) 橋 看守長 岩井末吉
(河) 歌 山 看守長 杉原磯楠
(名) 古 屋 看守長 會田徳次郎
(神) 戶 看守長 勝谷長之助
(神) 戶 看守長 阿武三笠
(神) 戶 看守長 柴崎縁
(神) 戶 看守長 西原幸三

(各)

月俸二十九圓給與

(堀) 川 看守長 出口米吉
(大) 阪 看守長 大槻萬之助
(大) 阪 看守長 近澤盛水
(山) 口 看守長 森永義郎
(長) 野 看守長 中島高治

(通)

月俸二十八圓給與

(各)

(新) 潟 看守長 前田徳三郎
(長) 崎 看守長 大田彦治
(横) 濱 看守長 渡邊金太郎
(大) 分 看守長 師子鹿久太郎
(高) 知 看守長 江村繁太郎
(廣) 島 看守長 八木勝太郎
(熊) 本 看守長 島山雲平

月俸二十三圓給與

(各)

(浦) 和 看守長 武笠龍太郎
(秋) 田 看守長 三浦小助
(廣) 島 看守長 田中美實
(廣) 島 看守長 海城他人男
(宮) 城 看守長 近藤彬夫

(通)

月俸二十七圓給與

(各)

(名) 古 屋 看守長 大島徳治
(新) 潟 看守長 若松嗣五郎
(神) 戶 看守長 土井藤吉
(長) 崎 看守長 山中鐵一
(長) 崎 看守長 尾崎吉治郎
(浦) 和 看守長 景山榮志
(廣) 島 看守長 野村勝二

月俸二十二圓給與
月俸十九圓給與
月俸二十七圓給與

(通各)

(新) 潟 看守長 關毅
(廣) 島 看守長 宮岡筆次郎
(東) 京 監獄醫 大草東三郎
(福) 島 監獄醫 鈴木仁次郎
(鳥) 取 監獄醫 山崎慎吾

月俸二十六圓給與

(各)

(大) 阪 看守長 木村政太郎
(大) 阪 看守長 水島龜次郎
(新) 潟 看守長 高島留次
(小) 菅 看守長 内藤奈木之丞

(通各)

(千) 葉 教師 大津隆岳
(松) 山 教師 松田義雄
(福) 島 教師 國司廣勝
(青) 森 教師 鶴見宗空
(長) 野 看守長 由真末一 郎

(福) 岡 看守長 壬生積治
(大) 阪 看守長 河合庫丸
(和) 歌 山 看守長 鹽川兵次

監獄醫ヲ命ス四級俸下賜
監獄醫ヲ命ス五級俸下賜
監獄醫ヲ命ス五級俸下賜
教師師ヲ七級俸下賜
教師師ヲ命ス八級俸下賜
依願免本官

高松監獄詰ヲ命ス
 廣島監獄尾道分監長ヲ命ス
 依願免本官

(各)

陸軍高等官六等
 陸軍高等官七等
 依願監獄醫ヲ免ス

(通各)

任看守長十一級俸給與
 任通譯兼看守長十一級俸給與(横濱)看守神本直助
 任看守長月俸二十一圓給與(和歌山)看守内田徳三郎
 任看守長月俸二十一圓給與(秋田)看守長妹尾準三
 文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス
 任看守長十一級俸給與(秋田)看守平塚千綱
 九級俸給與(岡山)看守長山本薫吉

(廣島)看守長 山崎千吉

(高松)看守長 寺島靜次郎

(水戸)看守長 高安己之作

(佐賀)典獄長 谷川喜一

(宮崎)典獄 引野辰司郎

(岡山)典獄 田村英古

(網走)典獄 大野四郎五郎

(徳島)典獄 河崎策五郎

(松山)典獄 大谷友次郎

(沖繩)典獄 伊藤藤孝之

(網走)監獄醫 山中幸四郎

(廣島)看守 中村豊藏

(廣島)看守 隅谷市太郎

(名古屋)看守 枇杷橋喜一

(名古屋)看守 神本直助

(和歌山)看守 内田徳三郎

(秋田)看守長 妹尾準三

(秋田)看守 平塚千綱

(岡山)看守長 山本薫吉

獄務練習新書特價販賣廣告

法學士 佐々木秀司君

法學士 鳩山一郎君

安松虎雄君

合著

●監獄法講義附監獄法令沿革
 ●刑法講義
 ●刑訴法講義
 ●裁判所構成法講義
 ●民法講義
 ●統計學講義
 ●附錄英語自習法



全

●菊版總紙數凡九百頁 ●用紙上質印刷鮮明 ●クロース金字入美裝 ●定價一部金壹圓五拾錢

●内地小包料拾貳錢(東京市内ハ四錢) ●臺灣樺太清韓地方は開封郵便トシテ金貳拾錢

●減價金壹圓貳拾錢 ●遞送料實費申受ク ●本書申込者ニ對シ今回本院出

版ニ係ル寸珍六法一部宛無代價送本スベシ

●送本ハ申込即日遞送ス ●一官署内二十部以上一纏メ送本ノ個所ハ二ヶ月賦五十部以上ハ三ヶ月賦

會費送附方

肩書 番地	宛名	振込 局名
東京市麴町區西日比谷町 壹番地	監獄協會理事 藤澤正啓	司法省構内郵便局

明治四十四年七月二十日發行
 (定價金拾貳錢)
 東京市牛込區市ヶ谷町五十三番地 發行所 豐野胤珍
 東京市四谷區愛住町二番地 編輯人
 東京市麴町區西日比谷町壹番地 印刷人 磯村政富
 東京市四谷區荒木町二十七番地 發行所 監獄協會
 東京市四谷區愛住町二番地 印刷所 東京書院印刷部
 東京市四谷區愛住町二番地 賣捌所 東京書院

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可(監獄協會雜誌第貳拾四卷第七號)(明治四十四年七月二十日發行每月一回二十日發行)